

国立大学法人信州大学医学部附属病院治験経費算定基準

平成27年4月1日 制定
国立大学法人信州大学医学部附属病院

信州大学医学部附属病院治験取扱内規第13条に定める治験経費の算定基準については、次のとおりとする。なお、自ら治験を実施する者から依頼のあった治験（以下、医師主導治験）においては、依頼者が本院に所属する医師（研究者）であることから、「臨床試験研究経費」、「負担軽減費」および「間接経費」は算定・請求しないものとし、別紙に定める請求時期についても個別に協議することができるものとする。なお、金額の計算に小数点以下の端数が生じる場合は、直接経費の各費目及び間接経費それぞれの額を切り上げるものとする。

1. 治験（医薬品）に要する経費については、別紙1により算出する。
2. 製造販売後臨床試験（医薬品）に要する経費については、別紙2により算出する。
3. 治験（医療機器）に要する経費については、別紙3により算出する。
4. 製造販売後臨床試験（医療機器）に要する経費については、別紙4により算出する。
5. 治験（再生医療等製品）に要する経費については、別紙5により算出する。
6. 製造販売後臨床試験（再生医療等製品）に要する経費については、別紙6により算出する。
7. 体外診断用医薬品の臨床性能試験等に要する経費については、別紙7により算出する。
8. 重篤有害事象（SAE）発生時対応に要する経費については、別紙8により算出する。
9. 企業監査対応に要する経費については、別紙9により算出する。
10. 医師主導治験（医薬品、医療機器、再生医療等製品）に要する経費については、別紙10により算出する。

ただし、病院長が特に必要と認める場合は、上記によらないことができる。

算定書様式については、臨床研究支援センター長が別に定める。

附 則

- 1 平成27年4月1日から施行する。
- 2 本基準の施行前に契約を行った治験については、なお従前の例による。

附 則

- 1 平成28年9月1日から施行する。
- 2 本基準の施行前に契約を行った治験については、なお従前の例による。

附 則

- 1 平成29年9月1日から施行する。
- 2 本基準の施行前に契約を行った治験については、なお従前の例による。ただし、負担軽減費の請求についてのみ、既に契約済みの治験・製造販売後臨床試験にも適用することとする。

附 則

- 1 平成30年4月1日から施行する。
- 2 本基準の施行前に契約を行った治験については、なお従前の例による。

附 則

- 1 平成30年10月1日から施行する。
- 2 本基準の施行前に契約を行った治験については、なお従前の例による。

附 則

- 1 令和元年10月1日から施行する。
- 2 本基準の施行前に契約を行った治験については、なお従前の例による。

附 則

- 1 令和2年10月1日から施行する。
- 2 本基準の施行前に契約を行った治験については、なお従前の例による。

附 則

- 1 令和3年4月1日から施行する。
- 2 本基準の施行前に契約または委受託確認書の取り交わしを行った治験については、なお従前の例による。ただし、負担軽減費の請求については、既に契約済みの治験・製造販売後臨床試験にも適用する。

治験（医薬品）に係る経費算出

【初回契約時に算定する経費】

1. 算定方法

(1) 直接経費

①審査費

国立大学法人信州大学医学部附属病院治験審査委員会の審査に要する経費

算出基準：1 契約につき 100,000 円 + 消費税

②治験開始準備費

当該治験を開始するための基本的準備に要する経費

算出基準：1 契約につき 150,000 円 + 消費税

③臨床研究支援センター経費

当該治験を実施するために臨床研究支援センターに付加する業務に伴う経費

算出基準：1 契約につき 70,000 円 + 消費税

④謝金

当該治験に必要な協力者等（専門的・技術的知識の提供者）に対して支払う経費

算出基準：国立大学法人信州大学謝金支出事務取扱要項による（消費税を含む）

⑤旅費

当該治験及び治験に関連する研究に要する旅費

算出基準：国立大学法人信州大学旅費規程及び国立大学法人信州大学旅費細則による（消費税を含む）

⑥備品費

当該治験において求められる結果を導くために必要不可欠であり、かつ、施設で保有していない機械器具（保有していても当該治験に用いることのできない場合を含む）の購入に要する経費

算出基準：当該機械器具の購入金額（消費税を含む）

⑦管理費

当該治験に必要な光熱水料、消耗品費、印刷費、通信費等（治験審査委員会事務処理に必要な経費、治験の進行等の管理、治験薬の管理、記録等の保存、モニタリングに必要な経費を含む）

算出基準：（審査費 + 治験開始準備費 + 臨床研究支援センター経費 + 謝金 + 旅費 + 備品費）
× 20%

間接経費算定の基準となる直接経費とは上記①～⑦の合計額とする。

(2) 間接経費

建物・機械損料、その他

算出基準：前記直接経費合計 × 30%

2. 請求方法

初回契約時に請求する。

【年度更新時に算定する経費/CRC 業務を院内 CRC が実施の場合】

1. 算定方法

(1) 直接経費

①審査費

国立大学法人信州大学医学部附属病院治験審査委員会の審査に要する経費

算出基準：年度更新につき 50,000 円 + 消費税

②臨床研究支援センター経費

当該治験を実施するために臨床研究支援センターに付加する業務に伴う経費

算出基準：年度更新につき 70,000 円 + 消費税

③管理費

当該治験に必要な光熱水料、消耗品費、印刷費、通信費等（治験審査委員会事務処理に必要な経費、治験の進行等の管理、治験薬の管理、記録等の保存、モニタリングに必要な経費を含む）

算出基準：（審査費 + 臨床研究支援センター経費）× 20%

間接経費算定の基準となる直接経費とは上記①～③の合計額とする。

(2) 間接経費

建物・機械損料、その他

算出基準：前記直接経費合計 × 30%

2. 請求方法

年度更新ごとに年度当初、当該年度分を請求する。ただし、契約が前年度の 1 月以降（治験期間 3 カ月以下）の場合、年度更新請求はしない。

【年度更新時に算定する経費/CRC 業務を SMO に委託した場合】

1. 算定方法

(1) 直接経費

①審査費

国立大学法人信州大学医学部附属病院治験審査委員会の審査に要する経費

算出基準：年度更新につき 50,000 円 + 消費税

②臨床研究支援センター経費

当該治験を実施するために臨床研究支援センターに付加する業務に伴う経費

算出基準：年度更新につき 70,000 円 + 消費税

③SMO 指導管理費

CRC 業務を SMO に外部委託した場合の関連経費

算出基準：(20,000 円 × IRB の承認から治験終了までの前年度の月数) + 消費税

④管理費

当該治験に必要な光熱水料、消耗品費、印刷費、通信費等（治験審査委員会事務処理に必要な経費、治験の進行等の管理、治験薬の管理、記録等の保存、モニタリングに必要な経費を含む）

算出基準：(審査費 + 臨床研究支援センター経費 + SMO 指導管理費) × 20%

間接経費算定の基準となる直接経費とは上記①～④の合計額とする。

(2) 間接経費

建物・機械損料、その他

算出基準：前記直接経費合計 × 30%

2. 請求方法

年度更新ごとに年度当初、当該年度分を請求する。ただし、前年度契約が 1 月以降（治験期間 3 カ月以下）の場合、年度更新時の審査費、臨床研究支援センター経費については請求しない。

【症例単位で算定する経費（負担軽減費を除く）/ CRC 業務を院内 CRC が実施の場合】

1. 算定方法

(1) 直接経費

①臨床試験研究経費

当該治験に関連して必要となる研究経費（類似薬品の研究、対象疾患の研究、多施設間の研究協議、補充的な非臨床的研究、講演や文書等作成）

算出基準：（ポイント数 × 6,000 円）+消費税

※ポイント数の算出方法はポイント算出表参照

治験から製造販売後臨床試験へ移行する場合には、別紙 2 【症例単位で算定する経費】を参照

②賃金

当該治験の実施に伴う事務、治験進行等の管理・治験薬管理等のために看護師、薬剤師、臨床検査技師等（非常勤職員）として雇用する者に支払う経費

算出基準：（ポイント数 × 5,000 円）+消費税

③管理費

当該治験に必要な光熱水料、消耗品費、印刷費、通信費等（治験審査委員会事務処理に必要な経費、治験の進行等の管理、治験薬の管理、記録等の保存、モニタリングに必要な経費を含む）

算出基準：（臨床試験研究経費 + 賃金）× 20%

間接経費算定の基準となる直接経費とは上記①～③の合計額とする

(2) 間接経費

建物・機械損料、その他

算出基準：前記直接経費合計 × 30%

2. 請求方法

四半期（6, 9, 12, 3月末）ごとに進捗状況を確認し、1症例分ごと、原則、下記の信大マイルストーン方式に従い、各マイルストーン期の期初に請求する。なお、請求の基準となる『症例毎試験期間』は、対象被験者の初回投与からプロトコールに定める試験終了（必要に応じて協議）まで、とする。

信大マイルストーン方式

(1)臨床試験研究経費、賃金（管理費・間接経費含む）

- ・抗がん剤以外の医薬品治験（症例毎試験期間が半年未満）：第Ⅰ期（初回投与-1/2 経過）70%、第Ⅱ期（1/2 経過-症例毎試験終了）30%の2回分割請求
- ・抗がん剤以外の医薬品治験（症例毎試験期間が半年以上）：第Ⅰ期（初回投与-1/4 経過）50%、第Ⅱ期（1/4 経過-1/2 経過）25%、第Ⅲ期（1/2 経過-3/4 経過）15%、第Ⅳ期（3/4 経過-症例毎試験終了）10%の4回の分割請求
- ・抗がん剤対象治験：第Ⅰ期（初回投与-1/4 経過）60%、第Ⅱ期（1/4 経過-1/2 経過）20%、第Ⅲ期（1/2 経過-3/4 経過）10%、第Ⅳ期（3/4 経過-症例毎試験終了）10%の4回の分割請求

なお、各マイルストーン期間期初に発生した請求額は、対象症例がその期間内に中止・脱落しても変更、または返却しない。

(2)治験実施期間延長に伴う臨床試験研究経費、賃金（管理費・間接経費含む）

- ・症例毎の試験実施期間が延長した場合（投与期間延長・検査回数等追加あり）、算定書の「症例分」で算出した管理費、間接経費を除く 1 症例分費用（消費税込）の総額をマイルストーン請求期間の総 visit 回数（プロトコールに規定）で除した値を、延長後の visit1 回あたりの請求額とする。この追加の請求分に関しては、症例毎の試験期間終了時に精算し、請求する。

請求書は四半期毎にまとめ、4、7、10、1 月以降に依頼者へ送付する。

【症例単位で算定する経費（負担軽減費を除く）/ CRC 業務を SMO に委託した場合】

1. 算定方法

(1) 直接経費

①臨床試験研究経費

当該治験に関連して必要となる研究経費（類似薬品の研究、対象疾患の研究、多施設間の研究協議、補充的な非臨床的研究、講演や文書等作成）

算出基準：（ポイント数 × 6,000 円）+ 消費税

※ポイント数の算出方法はポイント算出表参照

治験から製造販売後臨床試験へ移行する場合には、別紙 2【症例単位で算定する経費】を参照

②管理費

当該治験に必要な光熱水料、消耗品費、印刷費、通信費等（治験審査委員会事務処理に必要な経費、治験の進行等の管理、治験薬の管理、記録等の保存、モニタリングに必要な経費を含む）

算出基準：臨床試験研究経費 × 20%

間接経費算定の基準となる直接経費とは上記①～②の合計額とする

(2) 間接経費

建物・機械損料、その他

算出基準：前記直接経費合計 × 30%

2. 請求方法

四半期（6, 9, 12, 3月末）ごとに進捗状況を確認し、1症例分ごと、原則、下記の信大マイルストーン方式に従い、各マイルストーン期の期初に請求する。なお、請求の基準となる『症例毎試験期間』は、対象被験者の初回投与からプロトコールに定める試験終了（必要に応じて協議）まで、とする。

信大マイルストーン方式

(1) 臨床試験研究経費（管理費・間接経費含む）

- ・抗がん剤以外の医薬品治験（症例毎試験期間が半年未満）：第Ⅰ期（初回投与-1/2 経過）70%、第Ⅱ期（1/2 経過-症例毎終了）30%の2回分割請求
- ・抗がん剤以外の医薬品治験（症例毎試験期間が半年以上）：第Ⅰ期（初回投与-1/4 経過）50%、第Ⅱ期（1/4 経過-1/2 経過）25%、第Ⅲ期（1/2 経過-3/4 経過）15%、第Ⅳ期（3/4 経過-症例毎試験終了）10%の4回の分割請求・
- ・抗がん剤対象治験：第Ⅰ期（初回投与-1/4 経過）60%、第Ⅱ期（1/4 経過-1/2 経過）20%、第Ⅲ期（1/2 経過-3/4 経過）10%、第Ⅳ期（3/4 経過-症例毎試験終了）10%の4回の分割請求

なお、各マイルストーン期間期初に発生した請求額は、対象症例がその期間内に中止・脱落しても変更、または返却しない。

(2) 治験実施期間延長に伴う臨床試験研究経費（管理費・間接経費含む）

- ・症例毎の試験実施期間が延長した場合（投与期間延長・検査回数等追加あり）、算定書の「症例分」で算出した、管理費、間接経費を除く1症例分費用（消費税込）の総額をマイルストーン請求期間の総visit回数（プロトコールに規定）で除した値を、延長後のvisit1回あたりの請求額とする。この追加の請求分に関しては、症例毎の試験期間終了時に精算し、請求する。

請求書は四半期毎にまとめ、4、7、10、1月以降に依頼者へ送付する。

【症例単位で算定する経費（負担軽減費のみ）】

負担軽減費支払いの対象は、原則同意取得日から最終観察日までのうち、以下に規定する来院とする。

- プロトコールに基づく治験のための来院（同意取得のみは対象外）
- 有害事象の評価を目的とした規定外の来院、及び有害事象の追跡調査のための来院
- 治験のための入院（入退院1回を1来院とする）

1. 算定方法

(1) 直接経費

①被験者負担の軽減

被験者の治験参加に伴う交通費等の負担増を軽減するための経費

算出基準：(7,000円 × 1症例の来院回数(実績)) + 消費税

②管理費

当該治験に必要な光熱水料、消耗品費、印刷費、通信費等（治験審査委員会事務処理に必要な経費、治験の進行等の管理、治験薬の管理、記録等の保存、モニタリングに必要な経費を含む）

算出基準：被験者負担の軽減 × 20%

間接経費算定の基準となる直接経費とは上記①～②の合計額とする

(2) 間接経費

建物・機械損料、その他

算定基準：前記直接経費合計 × 30%

2. 請求方法

当該年度の4月から3月までの実績来院回数を集計、算定し、翌年度4月に請求する。ただし、対象症例の最終来院日が経過した場合は、その時点までの当該年の実績来院回数を集計、算定する。

【観察期脱落症例に係る経費/CRC 業務を院内 CRC が実施の場合】

同意したが、治験薬投与に至らなかった症例に対しては、次のように定める。ただし、治験薬投与に至らなくても1例とカウントする場合などはこの限りではない。

1. 算定方法

(1) 直接経費

①臨床試験研究経費

当該治験に関連して必要となる研究経費（類似薬品の研究、対象疾病の研究、多施設間の研究協議、補充的な非臨床的研究、講演や文書等作成）

算出基準：（ポイント数 × 6,000 円 × 40%）+ 消費税

※ポイント数の算出方法はポイント算出表参照

②賃金

当該治験の実施に伴う事務、治験進行等の管理・治験薬管理等のために看護師、薬剤師、臨床検査技師等（非常勤職員）として雇用する者に支払う経費

算出基準：（ポイント数 × 5,000 円 × 10%）+ 消費税

③被験者負担の軽減

被験者の治験参加に伴う交通費等の負担増を軽減するための経費

算出基準：（7,000 円 × 1 症例の来院回数(実績)）+ 消費税

④管理費

当該治験に必要な光熱水料、消耗品費、印刷費、通信費等

算出基準：（臨床試験研究経費 + 賃金 + 被験者負担の軽減）× 20%

間接経費算定の基準となる直接経費とは上記①～④の合計額とする。

(2) 間接経費

建物・機械損料、その他

算出基準：前記直接経費合計 × 30%

2. 請求方法

対象症例が脱落した時点で算定する。

請求書は四半期毎にまとめ、4、7、10、1月以降に依頼者へ送付する。

【観察期脱落症例に係る経費/ CRC 業務を SMO に委託した場合】

同意したが、治験薬投与に至らなかつた症例に対しては、次のように定める。ただし、治験薬投与に至らなくても1例とカウントする場合などはこの限りではない。

1. 算定方法

(1) 直接経費

①臨床試験研究経費

当該治験に関連して必要となる研究経費（類似薬品の研究、対象疾病の研究、多施設間の研究協議、補充的な非臨床的研究、講演や文書等作成）

算出基準：（ポイント数 × 6,000 円 × 40%）+ 消費税

※ポイント数の算出方法はポイント算出表参照

②被験者負担の軽減

被験者の治験参加に伴う交通費等の負担増を軽減するための経費

算出基準：（7,000 円 × 1 症例の来院回数(実績)）+ 消費税

③管理費

当該治験に必要な光熱水料、消耗品費、印刷費、通信費等

算出基準：（臨床試験研究経費 + 被験者負担の軽減）× 20%

間接経費算定の基準となる直接経費とは上記①～③の合計額とする。

(2) 間接経費

建物・機械損料、その他

算出基準：（前記直接経費合計）× 30%

2. 請求方法

対象症例が脱落した時点で算定する。

請求書は四半期毎にまとめ、4、7、10、1月以降に依頼者へ送付する。

【症例毎試験終了時に精算する経費】

1. 算定方法

(1) 直接経費

①被験者負担の軽減

被験者の治験参加に伴う交通費等の負担増を軽減するための経費

算出基準：7,000円 × 当該年度の4月から最終来院日までの実績来院回数 + 消費税

②追加の臨床試験研究経費（症例毎試験期間の延長が生じた症例のみ）

症例毎試験期間の延長（投与期間の延長等）に関連して必要となる研究経費（類似薬品の研究、対象疾患の研究、多施設間の研究協議、補充的な非臨床的研究、講演や文書等作成）

算出基準：症例毎期間の延長に伴い追加されたvisit回数 × (ポイント数 × 6,000円) ÷ プロトコール記載の総visit回数 × 消費税 ※ポイント数の算出方法はポイント算出表参照

③追加の賃金（症例毎試験期間の延長が生じた症例のみ）

症例毎試験期間の延長（投与期間の延長等）に伴う事務、治験進行等の管理・治験薬管理等のために看護師、薬剤師、臨床検査技師等（非常勤職員）として雇用する者に支払う経費

算出基準：症例毎期間の延長に伴い追加されたvisit回数 × (ポイント数 × 5,000円) ÷ プロトコール記載の総visit回数 × 消費税 ※ポイント数の算出方法はポイント算出表参照 ただし、

CRC業務をSMOに委託した場合は請求しない

④管理費

当該治験に必要な光熱水料、消耗品費、印刷費、通信費等（治験審査委員会事務処理に必要な経費、治験の進行等の管理、治験薬の管理、記録等の保存、モニタリングに必要な経費を含む）

算出基準：（被験者負担の軽減 + 追加の臨床試験研究経費 + 追加の賃金） × 20%

間接経費算定の基準となる直接経費とは上記①～④の合計額とする。

(2) 間接経費

建物・機械損料、その他

算出基準：前記直接経費合計 × 30%

2. 請求方法

対象症例が終了した時点で算定する。

請求書は四半期毎にまとめ、4、7、10、1月以降に依頼者へ送付する。

【治験終了時に精算する経費/ CRC 業務を院内 CRC が実施の場合】

1. 算定方法

(1) 直接経費

①治験ごとにかかる経費

症例単位ではなく、治験ごとにかかる費用（症例発表、承認申請に使用される文書作成など）。

算出基準：（ポイント数 × 6,000 円）+ 消費税

②賃金

当該治験の実施に伴う事務、治験進行等の管理・治験薬管理等のために看護師、薬剤師、臨床検査技師等（非常勤職員）として雇用する者に

支払う経費

算出基準：（ポイント数 × 5,000 円）+ 消費税

③管理費

当該治験に必要な光熱水料、消耗品費、印刷費、通信費等（治験審査委員会事務処理に必要な経費、治験の進行等の管理、治験薬の管理、記録等の保存、モニタリングに必要な経費を含む）

算出基準：（治験ごとにかかる経費 + 賃金）× 20%

間接経費算定の基準となる直接経費とは上記①～③の合計額とする。

(2) 間接経費

建物・機械損料、その他

算出基準：前記直接経費合計 × 30%

2. 請求方法

当該治験の終了報告書が提出された時点で算定する。

請求書は四半期毎にまとめ、4、7、10、1月以降に依頼者へ送付する。

【治験終了時に精算する経費/CRC 業務を SMO に委託した場合のみ】

1. 算定方法

(1) 直接経費

①治験ごとにかかる経費

症例単位ではなく、治験ごとにかかる費用（症例発表、承認申請に使用される文書作成など）。

算出基準：（ポイント数 × 6,000 円）+ 消費税

②SMO 指導管理費

CRC 業務を SMO に外部委託した場合の関連経費。

算出基準：（20,000 円 × 当該年の 4 月から治験終了時までの月数）+ 消費税

③管理費

当該治験に必要な光熱水料、消耗品費、印刷費、通信費等（治験審査委員会事務処理に必要な経費、治験の進行等の管理、治験薬の管理、記録等の保存、モニタリングに必要な経費を含む）

算出基準：（治験ごとにかかる経費 + SMO 指導管理費）× 20%

間接経費算定の基準となる直接経費とは上記①～②の合計額とする。

(2) 間接経費

建物・機械損料、その他

算出基準：前記直接経費合計 × 30%

2. 請求方法

当該治験の終了報告書が提出された時点で算定する。

請求書は四半期毎にまとめ、4、7、10、1 月以降に依頼者へ送付する。

製造販売後臨床試験（医薬品）に係る経費算出

【初回契約時に算定する経費】

1. 算定方法

(1) 直接経費

①審査費 国立大学法人信州大学医学部附属病院治験審査委員会の審査に要る経費
算出基準：1 契約につき 100,000 円 + 消費税

②試験開始準備費

当該製造販売後臨床試験を開始するための基本的準備に要する経費
算出基準：1 契約につき 150,000 円 + 消費税

③臨床研究支援センター経費

当該製造販売後臨床試験を実施するために臨床研究支援センターに付加する業務に伴う経費
算出基準：1 契約につき 70,000 円 + 消費税

④謝金

当該製造販売後臨床試験に必要な協力者等（専門的・技術的知識の提供者）に対して支払う経費
算出基準：国立大学法人信州大学謝金支出事務取扱要項による（消費税を含む）

⑤旅費

当該製造販売後臨床試験及び製造販売後臨床試験に関連する研究に要する旅費
算出基準：国立大学法人信州大学旅費規程及び国立大学法人信州大学旅費細則による（消費税を含む）

⑥備品費

当該製造販売後臨床試験において求められる結果を導くために必要不可欠であり、かつ、施設で保有していない機械器具（保有していても当該試験に用いることのできない場合を含む）の購入に要する経費

算出基準：当該機械器具の購入金額（消費税を含む）

⑦管理費

当該製造販売後臨床試験に必要な光熱水料、消耗品費、印刷費、通信費等（治験審査委員会事務処理に必要な経費、製造販売後臨床試験の進行等の管理、試験薬の管理、記録等の保存、モニタリングに必要な経費を含む）

算出基準：（審査費 + 試験開始準備費 + 臨床研究支援センター経費 + 謝金 + 旅費 + 備品費）
× 20%

間接経費算定の基準となる直接経費とは上記①～⑦の合計額とする。

(2) 間接経費

建物・機械損料、その他

算出基準：前記直接経費合計 × 30%

2. 請求方法

初回契約時に請求する。

【年度更新時に算定する経費/CRC 業務を院内 CRC が実施の場合】

1. 算定方法

(1) 直接経費

①審査費

国立大学法人信州大学医学部附属病院治験審査委員会の審査に要する経費

算出基準：年度更新につき 50,000 円 + 消費税

②臨床研究支援センター経費

当該製造販売後臨床試験を実施するために臨床研究支援センターに付加する業務に伴う経費

算出基準：年度更新につき 70,000 円 + 消費税

③管理費

当該製造販売後臨床試験に必要な光熱水料、消耗品費、印刷費、通信費等（治験審査委員会事務処理に必要な経費、製造販売後臨床試験の進行等の管理、試験薬の管理、記録等の保存、モニタリングに必要な経費を含む）

算出基準：（審査費 + 臨床研究支援センター経費）× 20%

間接経費算定の基準となる直接経費とは上記①～③の合計額とする。

(2) 間接経費

建物・機械損料、その他

算出基準：前記直接経費合計 × 30%

2. 請求方法

年度更新ごとに年度当初、当該年度分を請求する。ただし、契約が前年度の 1 月以降（試験期間 3 カ月以下）の場合、年度更新請求はしない。

【年度更新時に算定する経費/CRC 業務を SMO に委託した場合】

1. 算定方法

(1) 直接経費

①審査費

国立大学法人信州大学医学部附属病院治験審査委員会の審査に要する経費

算出基準：年度更新につき 50,000 円 + 消費税

②臨床研究支援センター経費

当該製造販売後臨床試験を実施するために臨床研究支援センターに付加する業務に伴う経費

算出基準：年度更新につき 70,000 円 + 消費税

③SMO 指導管理費

CRC 業務を SMO に外部委託した場合の関連経費

算出基準：(20,000 円 × IRB の承認から試験終了までの前年度の月数) + 消費税

④管理費

当該製造販売後臨床試験に必要な光熱水料、消耗品費、印刷費、通信費等（治験審査委員会事務処理に必要な経費、製造販売後臨床試験の進行等の管理、試験薬の管理、記録等の保存、モニタリングに必要な経費を含む）

算出基準：(審査費 + 臨床研究支援センター経費 + SMO 指導管理費) × 20%

間接経費算定の基準となる直接経費とは上記①～④の合計額とする。

(2) 間接経費

建物・機械損料、その他

算出基準：前記直接経費合計 × 30%

2. 請求方法

年度更新ごとに年度当初、当該年度分を請求する。ただし、前年度契約が 1 月以降（試験期間 3 カ月以下）の場合、年度更新時の審査費、臨床研究支援センター経費については請求しない。

【症例単位で算定する経費（負担軽減費を除く）/ CRC 業務を院内 CRC が実施の場合】

1. 算定方法

(1) 直接経費

①臨床試験研究経費

当該製造販売後臨床試験に関連して必要となる研究経費（類似薬品の研究、対象疾病の研究、多施設間の研究協議、補充的な非臨床的研究、講演や文書等作成）

算出基準：（ポイント数 × 6,000 円 × 80%）+ 消費税

※ポイント数の算出方法はポイント算出表参照

②賃金

当該試験の実施に伴う事務、試験進行等の管理・試験薬管理等のために看護師、薬剤師、臨床検査技師等（非常勤職員）として雇用する者に支払う経費

算出基準：（ポイント数 × 5,000 円 × 80%）+ 消費税

③管理費

当該製造販売後臨床試験に必要な光熱水料、消耗品費、印刷費、通信費等（治験審査委員会事務処理に必要な経費、製造販売後臨床試験の進行等の管理、試験薬の管理、記録等の保存、モニタリングに必要な経費を含む）

算出基準：（臨床試験研究経費 + 賃金）× 20%

間接経費算定の基準となる直接経費とは上記①～③の合計額とする

(2) 間接経費

建物・機械損料、その他

算出基準：前記直接経費合計 × 30%

2. 請求方法

四半期（6, 9, 12, 3月末）ごとに進捗状況を確認し、1症例分ごと、原則、下記の信大マイルストーン方式に従い、各期の期初の請求とする。なお、請求の基準となる『症例毎試験期間』は、対象被験者の初回投与からプロトコールに定める試験終了（必要に応じて協議）まで、とする。

信大マイルストーン方式

(1)臨床試験研究経費、賃金（管理費・間接経費含む）

- ・抗がん剤以外の医薬品製造販売後臨床試験（症例毎試験期間が半年未満）：第Ⅰ期（初回投与-1/2 経過）70%、第Ⅱ期（1/2 経過-症例毎試験終了）30%の2回分割請求
- ・抗がん剤以外の医薬品製造販売後臨床試験（症例毎試験期間が半年以上）：第Ⅰ期（初回投与-1/4 経過）50%、第Ⅱ期（1/4 経過-1/2 経過）25%、第Ⅲ期（1/2 経過-3/4 経過）15%、第Ⅳ期（3/4 経過-症例毎試験終了）10%の4回の分割請求
- ・抗がん剤対象製造販売後臨床試験：第Ⅰ期（初回投与-1/4 経過）60%、第Ⅱ期（1/4 経過-1/2 経過）20%、第Ⅲ期（1/2 経過-3/4 経過）10%、第Ⅳ期（3/4 経過-症例毎試験終了）10%の4回の分割請求

なお、各マイルストーン期間期初に発生した請求額は、対象症例がその期間内に中止・脱落しても変更、または返却しない。

(2)製造販売後臨床試験実施期間延長に伴う臨床試験研究経費、賃金（管理費・間接経費含む）

- ・症例毎の試験実施期間が延長した場合（投与期間延長・検査回数等追加あり）、算定書の「症例

分」で算出した、管理費、間接経費を除く1症例分費用（消費税込）の総額をマイルストーン請求期間の総visit回数（プロトコールに規定）で除した値を、延長後のvisit1回あたりの請求額とする。この追加の請求分に関しては、症例毎の試験期間終了時に精算し、請求する。

(3) 治験から製造販売後臨床試験へ移行後の臨床試験研究経費、賃金（管理費・間接経費含む）

- ・症例ごとの当該マイルストーン期までを治験費用として請求、その後の実施期間を製造販売後臨床試験費用として請求する。ただし、試験費用の請求に関しては、治験開始時に規定した治験

のマイルストーン期が終了するまでは、その際に算定した額、マイルストーン期に従い請求する。

(例：マイルストーン第Ⅲ期実施中に治験から製造販売後臨床試験へ移行した場合、第Ⅲ期分までを治験の費用として請求、移行後は製造販売後臨床試験の費用とするが、請求額・当初のマイルストーン請求時期共に変更しない)

請求書は四半期毎にまとめ、4、7、10、1月以降に依頼者へ送付する。

【症例単位で算定する経費（負担軽減費を除く）/ CRC 業務を SMO に委託した場合】

1. 算定方法

(1) 直接経費

①臨床試験研究経費

当該製造販売後臨床試験に関連して必要となる研究経費（類似薬品の研究、対象疾病の研究、多施設間の研究協議、補充的な非臨床的研究、講演や文書等作成）

算出基準：（ポイント数 × 6,000 円 × 80%）+ 消費税

※ポイント数の算出方法はポイント算出表参照

②管理費

当該製造販売後臨床試験に必要な光熱水料、消耗品費、印刷費、通信費等（治験審査委員会事務処理に必要な経費、製造販売後臨床試験の進行等の管理、試験薬の管理、記録等の保存、モニタリングに必要な経費を含む）

算出基準：臨床試験研究経費 × 20%

間接経費算定の基準となる直接経費とは上記①～②の合計額とする

(2) 間接経費

建物・機械損料、その他

算出基準：前記直接経費合計 × 30%

2. 請求方法

四半期（6, 9, 12, 3月末）ごとに進捗状況を確認し、1症例分ごと、原則、下記の信大マイルストーン方式に従い、各期の期初の請求とする。なお、請求の基準となる『症例毎試験期間』は、対象被験者の初回投与からプロトコールに定める試験終了（必要に応じて協議）まで、とする。

信大マイルストーン方式

(1)臨床試験研究経費、賃金（管理費・間接経費含む）

- ・抗がん剤以外の医薬品製造販売後臨床試験（症例毎試験期間が半年未満）：第Ⅰ期（初回投与-1/2 経過）70%、第Ⅱ期（1/2 経過-症例毎試験終了）30%の2回分割請求
- ・抗がん剤以外の医薬品製造販売後臨床試験（症例毎試験期間が半年以上）：第Ⅰ期（初回投与-1/4 経過）50%、第Ⅱ期（1/4 経過-1/2 経過）25%、第Ⅲ期（1/2 経過-3/4 経過）15%、第Ⅳ期（3/4 経過-症例毎試験終了）10%の4回の分割請求
- ・抗がん剤対象製造販売後臨床試験：第Ⅰ期（初回投与-1/4 経過）60%、第Ⅱ期（1/4 経過-1/2 経過）20%、第Ⅲ期（1/2 経過-3/4 経過）10%、第Ⅳ期（3/4 経過-症例毎試験終了）10%の4回の分割請求

なお、各マイルストーン期間期初に発生した請求額は、対象症例がその期間内に中止・脱落しても変更、または返却しない。

(2)製造販売後臨床試験実施期間延長に伴う臨床試験研究経費、賃金（管理費・間接経費含む）

- ・症例毎の試験実施期間が延長した場合（投与期間延長・検査回数等追加あり）、算定書の「症例分」で算出した、管理費、間接経費を除く1症例分費用（消費税込）の総額をマイルストーン請求期間の総visit回数（プロトコールに規定）で除した値を、延長後のvisit1回あたりの請求額とする。この追加の請求分に関しては、症例毎の試験期間終了時に精算し、請求する。

(3)治験から製造販売後臨床試験へ移行後の臨床試験研究経費、賃金（管理費・間接経費含む）

- ・症例ごとの当該マイルストーン期までを治験費用として請求、その後の実施期間を製造販売後臨床試験費用として請求する。ただし、試験費用の請求に関しては、治験開始時に規定した治験

のマイルストーン期が終了するまでは、その際に算定した額、マイルストーン期に従い請求する。

(例：マイルストーン第Ⅲ期実施中に治験から製造販売後臨床試験へ移行した場合、第Ⅲ期分までを治験の費用として請求、移行後は製造販売後臨床試験の費用とするが、請求額・当初のマイルストーン請求時期共に変更しない)

請求書は四半期毎にまとめ、4、7、10、1月以降に依頼者へ送付する。

【症例単位で算定する経費（負担軽減費のみ）】

治験依頼者と協議の上、当該試験に関して負担軽減費を支払うこととした場合のみに生じる。その場合の支払い対象は原則「治験」の場合に準じるが、詳細は契約書に明記する。なお、支払い不要の場合は、当該書式（算定書）の作成は不要とする。

1. 算定方法

(1) 直接経費

①被験者負担の軽減

被験者の試験参加に伴う交通費等の負担増を軽減するための経費

算出基準：（7,000 円 × 1 症例の来院回数(実績)） + 消費税

②管理費

当該試験に必要な光熱水料、消耗品費、印刷費、通信費等（治験審査委員会事務処理に必要な経費、試験の進行等の管理、試験薬の管理、記録等の保存、モニタリングに必要な経費を含む）

算出基準：被験者負担の軽減 × 20%

間接経費算定の基準となる直接経費とは上記①～②の合計額とする

(2) 間接経費

建物・機械損料、その他

算定基準：前記直接経費合計 × 30%

2. 請求方法

当該年度の4月から3月までの実績来院回数を集計、算定し、翌年度4月に請求する。ただし、対象症例の最終来院日が経過した場合は、その時点までの当該年の実績来院回数を集計、算定する。

【観察期脱落症例に係る経費/CRC 業務を院内 CRC が実施の場合】

同意したが、試験に至らなかつた症例に対しては、次のように定める。ただし、試験に至らなくても1例とカウントする場合などはこの限りではない。

1. 算定方法

(1) 直接経費

①臨床試験研究経費

当該試験に関連して必要となる研究経費（類似薬の研究、対象疾病の研究、多施設間の研究協議、補充的な非臨床的研究、講演や文書等作成）

算出基準：（ポイント数 × 6,000 円 × 40%）+ 消費税

※ポイント数の算出方法はポイント算出表参照

②賃金

当該試験の実施に伴う事務、試験進行等の管理・試験薬管理等のために看護師、薬剤師、臨床検査技師等（非常勤職員）として雇用する者に支払う経費

算出基準：（ポイント数 × 5,000 円 × 10%）+ 消費税

③被験者負担の軽減

被験者の試験参加に伴う交通費等の負担増を軽減するための経費（支払いが発生する場合のみ）

算出基準：（7,000 円 × 1 症例の来院回数(実績)）+ 消費税

④管理費

当該試験に必要な光熱水料、消耗品費、印刷費、通信費等

算出基準：（臨床試験研究経費 + 賃金 + 被験者負担の軽減）× 20%

間接経費算定の基準となる直接経費とは上記①～④の合計額とする。

(2) 間接経費

建物・機械損料、その他

算出基準：前記直接経費合計 × 30%

2. 請求方法

対象症例が脱落した時点で算定する。

請求書は四半期毎にまとめ、4、7、10、1月以降に依頼者へ送付する。

【観察期脱落症例に係る経費/ CRC 業務を SMO に委託した場合】

同意したが、試験薬投与に至らなかつた症例に対しては、次のように定める。ただし、試験薬投与に至らなくても1例とカウントする場合などはこの限りではない。

1. 算定方法

(1) 直接経費

①臨床試験研究経費

当該試験に関連して必要となる研究経費（類似薬品の研究、対象疾病の研究、多施設間の研究協議、補充的な非臨床的研究、講演や文書等作成）

算出基準：（ポイント数 × 6,000 円 × 40%）+ 消費税

※ポイント数の算出方法はポイント算出表参照

②被験者負担の軽減

被験者の試験参加に伴う交通費等の負担増を軽減するための経費（支払いが発生する場合のみ）

算出基準：（7,000 円 × 1 症例の来院回数(実績)）+ 消費税

③管理費

当該試験に必要な光熱水料、消耗品費、印刷費、通信費等

算出基準：（臨床試験研究経費 + 被験者負担の軽減）× 20%

間接経費算定の基準となる直接経費とは上記①～③の合計額とする

(2) 間接経費

建物・機械損料、その他

算出基準：前記直接経費合計 × 30%

2. 請求方法

対象症例が脱落した時点で算定する。

請求書は四半期毎にまとめ、4、7、10、1月以降に依頼者へ送付する。

【症例毎試験終了時に精算する経費】

1. 算定方法

(1) 直接経費

①被験者負担の軽減

被験者の試験参加に伴う交通費等の負担増を軽減するための経費

算出基準：7,000円 × 当該年度の4月から最終来院日までの実績来院回数 + 消費税

②追加の臨床試験研究経費（症例毎試験期間の延長が生じた症例のみ）

症例毎試験期間の延長（投与期間の延長等）に関連して必要となる研究経費（類似薬品の研究、対象疾病の研究、多施設間の研究協議、補充的な非臨床的研究、講演や文書等作成）

算出基準：症例毎期間の延長に伴い追加されたvisit回数 × (ポイント数 × 6,000円 × 0.8) ÷ プロトコール記載の総visit回数 + 消費税 ※ポイント数の算出方法はポイント算出表参照

③追加の賃金（症例毎試験期間の延長が生じた症例のみ）

症例毎試験期間の延長（投与期間の延長等）に伴う事務、試験進行等の管理・試験薬管理等のために看護師、薬剤師、臨床検査技師等（非常勤職員）として雇用する者に支払う経費

算出基準：症例毎期間の延長に伴い追加されたvisit回数 × (ポイント数 × 5,000円 × 0.8) ÷ プロトコール記載の総visit回数 + 消費税 ※ポイント数の算出方法はポイント算出表参照

ただし、CRC業務をSMOに委託した場合は請求しない

④管理費

当該試験に必要な光熱水料、消耗品費、印刷費、通信費等（治験審査委員会事務処理に必要な経費、試験の進行等の管理、試験薬の管理、記録等の保存、モニタリングに必要な経費を含む）

算出基準：（被験者負担の軽減 + 追加の臨床試験研究経費 + 追加の賃金） × 20%

間接経費算定の基準となる直接経費とは上記①～④の合計額とする

(2) 間接経費

建物・機械損料、その他

算出基準：前記直接経費合計 × 30%

2. 請求方法

対象症例が終了した時点で算定する。

請求書は四半期毎にまとめ、4、7、10、1月以降に依頼者へ送付する。

【試験終了時に精算する経費/ CRC 業務を院内 CRC が実施の場合】

1. 算定方法

(1) 直接経費

①試験ごとにかかる経費

症例単位ではなく、臨床試験ごとにかかる費用（症例発表、承認申請に使用される文書作成など）。

算出基準：（ポイント数 × 6,000 円 × 80%）+ 消費税

②賃金

当該試験の実施に伴う事務、試験進行等の管理・試験薬管理等のために看護師、薬剤師、臨床検査技師等（非常勤職員）として雇用する者に支払う経費

算出基準：（ポイント数 × 5,000 円 × 80%）+ 消費税

③管理費

当該試験に必要な光熱水料、消耗品費、印刷費、通信費等（治験審査委員会事務処理に必要な経費、試験の進行等の管理、試験薬の管理、記録等の保存、モニタリングに必要な経費を含む）

算出基準：（試験ごとにかかる経費 + 賃金）× 20%

間接経費算定の基準となる直接経費とは上記①～③の合計額とする。

(2) 間接経費

建物・機械損料、その他

算出基準：前記直接経費合計 × 30%

2. 請求方法

当該試験の終了報告書が提出された時点で算定する。

請求書は四半期毎にまとめ、4、7、10、1月以降に依頼者へ送付する。

【試験終了時に精算する経費/CRC 業務を SMO に委託した場合のみ】

1. 算定方法

(1) 直接経費

①試験ごとにかかる経費

症例単位ではなく、臨床試験ごとにかかる費用（症例発表、承認申請に使用される文書作成など）。

算出基準：（ポイント数 × 6,000 円 × 80%）+ 消費税

②SMO 指導管理費

CRC 業務を SMO に外部委託した場合の関連経費

算出基準：（20,000 円 × 当該年の 4 月から試験終了時までの月数）+ 消費税

③管理費

当該試験に必要な光熱水料、消耗品費、印刷費、通信費等（治験審査委員会事務処理に必要な経費、試験の進行等の管理、試験薬の管理、記録等の保存、モニタリングに必要な経費を含む）

算出基準：（試験ごとにかかる経費 + SMO 指導管理費）× 20%

間接経費算定の基準となる直接経費とは上記①～②の合計額とする。

(2) 間接経費

建物・機械損料、その他

算出基準：前記直接経費合計 × 30%

2. 請求方法

当該試験の終了報告書が提出された時点で算定する。

請求書は四半期毎にまとめ、4、7、10、1 月以降に依頼者へ送付する。

治験（医療機器）に係る経費算出

【初回契約時に算定する経費】

1. 算定方法

(1) 直接経費

①審査費 国立大学法人信州大学医学部附属病院治験審査委員会の審査に要する経費

算出基準：1 契約につき 100,000 円 + 消費税

②治験開始準備費

当該治験を開始するための基本的準備に要する経費

算出基準：1 契約につき 150,000 円 + 消費税

③臨床研究支援センター経費

当該治験を実施するために臨床研究支援センターに付加する業務に伴う経費

算出基準：1 契約につき 70,000 円 + 消費税

④謝金

当該治験に必要な協力者等（専門的・技術的知識の提供者）に対して支払う経費

算出基準：国立大学法人信州大学謝金支出事務取扱要項による（消費税を含む）

⑤旅費

当該治験及び治験に関連する研究に要する旅費

算出基準：国立大学法人信州大学旅費規程及び国立大学法人信州大学旅費細則による（消費税を含む）

⑥備品費

当該治験において求められる結果を導くために必要不可欠であり、かつ、施設で保有していない機械器具（保有していても当該治験に用いることのできない場合を含む）の購入に要する経費

算出基準：当該機械器具の購入金額（消費税を含む）

⑦管理費

当該治験に必要な光熱水料、消耗品費、印刷費、通信費等（治験審査委員会事務処理に必要な経費、治験の進行等の管理、治験機器の管理、記録等の保存、モニタリングに必要な経費を含む）

算出基準：（審査費 + 治験開始準備費 + 臨床研究支援センター経費 + 謝金 + 旅費 + 備品費）

× 10%

間接経費算定の基準となる直接経費とは上記①～⑦の合計額とする。

(2) 間接経費

建物・機械損料、その他

算出基準：前記直接経費合計 × 30%

2. 請求方法

初回契約時に請求する。

【年度更新時に算定する経費/CRC 業務を院内 CRC が実施の場合】

1. 算定方法

(1) 直接経費

①審査費

国立大学法人信州大学医学部附属病院治験審査委員会の審査に要する経費

算出基準：年度更新につき 50,000 円 + 消費税

②臨床研究支援センター経費

当該治験を実施するために臨床研究支援センターに付加する業務に伴う経費

算出基準：年度更新につき 70,000 円 + 消費税

③管理費

当該治験に必要な光熱水料、消耗品費、印刷費、通信費等（治験審査委員会事務処理に必要な経費、治験の進行等の管理、治験機器の管理、記録等の保存、モニタリングに必要な経費を含む）

算出基準：（審査費 + 臨床研究支援センター経費）× 10%

間接経費算定の基準となる直接経費とは上記①～③の合計額とする。

(2) 間接経費

建物・機械損料、その他

算出基準：前記直接経費合計 × 30%

2. 請求方法

年度更新ごとに年度当初、当該年度分を請求する。ただし、契約が前年度の 1 月以降（治験期間 3 カ月以下）の場合、年度更新請求はしない。

【年度更新時に算定する経費/ CRC 業務を SMO に委託した場合】

1. 算定方法

(1) 直接経費

①審査費

国立大学法人信州大学医学部附属病院治験審査委員会の審査に要する経費

算出基準：年度更新につき 50,000 円 + 消費税

②臨床研究支援センター経費

当該治験を実施するために臨床研究支援センターに付加する業務に伴う経費

算出基準：年度更新につき 70,000 円 + 消費税

③SMO 指導管理費

CRC 業務を SMO に外部委託した場合の関連経費

算出基準：(20,000 円 × IRB の承認から治験終了までの前年度の月数) + 消費税

④管理費

当該治験に必要な光熱水料、消耗品費、印刷費、通信費等（治験審査委員会事務処理に必要な経費、治験の進行等の管理、治験機器の管理、記録等の保存、モニタリングに必要な経費を含む）

算出基準：(審査費 + 臨床研究支援センター経費 + SMO 指導管理費) ×10%

間接経費算定の基準となる直接経費とは上記①～④の合計額とする。

(2) 間接経費

建物・機械損料、その他

算出基準：前記直接経費合計 × 30%

2. 請求方法

年度更新ごとに年度当初、当該年度分を請求する。ただし、前年度契約が 1 月以降（治験期間 3 カ月以下）の場合、年度更新時の審査費、臨床研究支援センター経費については請求しない

【症例単位で算定する経費（負担軽減費を除く）/ CRC 業務を院内 CRC が実施の場合】

1. 算定方法

(1) 直接経費

①臨床試験研究経費

当該治験に関連して必要となる研究経費（類似医療機器の研究、対象疾病の研究、多施設間の研究協議、補充的な非臨床的研究、講演や文書等作成）

算出基準：（ポイント数 × 6,000 円）+ 消費税

※ポイント数の算出方法はポイント算出表参照

治験から製造販売後臨床試験へ移行する場合には、別紙 4 【症例単位で算定する経費】を参照

②賃金

当該治験の実施に伴う事務、治験進行等の管理・治験薬管理等のために看護師、薬剤師、臨床検査技師等（非常勤職員）として雇用する者に支払う経費

算出基準：（ポイント数 × 5,000 円）+ 消費税

③管理費

当該治験に必要な光熱水料、消耗品費、印刷費、通信費等（治験審査委員会事務処理に必要な経費、治験の進行等の管理、治験機器の管理、記録等の保存、モニタリングに必要な経費を含む）

算出基準：（臨床試験研究経費 + 賃金）× 10%

間接経費算定の基準となる直接経費とは上記①～③の合計額とする

(2) 間接経費

建物・機械損料、その他

算出基準：前記直接経費合計 × 30%

2. 請求方法

四半期（6, 9, 12, 3月末）ごとに進捗状況を確認し、1症例分ごと、原則、下記の信大マイルストーン方式に従い請求する。なお、請求の基準となる『症例毎試験期間』は、対象被験者の初回の治験機器使用からプロトコールに定める試験終了（必要に応じて協議）まで、とする。

信大マイルストーン方式

(1)臨床試験研究経費、賃金（管理費・間接経費含む）

- ・短期治験（試験期間が半年以内）：第Ⅰ期（試験開始-1/2 経過）70%、第Ⅱ期（1/2 経過-症例毎試験終了）30%の2回分割請求
- ・長期治験（試験期間が半年以上）：第Ⅰ期（試験開始-1/4 経過）50%、第Ⅱ期（1/4 経過-1/2 経過）25%、第Ⅲ期（1/2 経過-3/4 経過）15%、第Ⅳ期（3/4 経過-症例毎試験終了）10%の4回の分割請求

なお、各マイルストーン期間期初に発生した請求額は、対象症例がその期間内に中止・脱落しても変更、または返却しない。

(2)治験実施期間延長に伴う臨床試験研究経費、賃金（管理費・間接経費含む）

- ・症例毎の試験実施期間が延長した場合（治験機器の使用、検査回数等追加あり）、算定書の「症例分」で算出した、管理費、間接経費を除く1症例分費用（消費税込）の総額をマイルストーン請求期間の総 visit 回数（プロトコールに規定）で除した値を、延長後の visit1 回あたりの請求額とする。この追加の請求分に関しては、症例毎の試験期間終了時に精算し、請求する。

請求書は四半期毎にまとめ、4、7、10、1月以降に依頼者へ送付する。

【症例単位で算定する経費（負担軽減費を除く）/ CRC 業務を SMO に委託した場合】

1. 算定方法

(1) 直接経費

①臨床試験研究経費

当該治験に関連して必要となる研究経費（類似医療機器の研究、対象疾病の研究、多施設間の研究協議、補充的な非臨床的研究、講演や文書等作成）

算出基準：（ポイント数 × 6,000 円）+ 消費税

※ポイント数の算出方法はポイント算出表参照

治験から製造販売後臨床試験へ移行する場合には、別紙 4 【症例単位で算定する経費】を参照

②管理費

当該治験に必要な光熱水料、消耗品費、印刷費、通信費等（治験審査委員会事務処理に必要な経費、治験の進行等の管理、治験機器の管理、記録等の保存、モニタリングに必要な経費を含む）

算出基準：臨床試験研究経費 × 10%

間接経費算定の基準となる直接経費とは上記①～②の合計額とする

(2) 間接経費

建物・機械損料、その他

算出基準：前記直接経費合計 × 30%

2. 請求方法

四半期（6、9、12、3月末）ごとに進捗状況を確認し、1症例分ごと、原則、下記の信大マイルストーン方式に従い請求する。なお、請求の基準となる『症例毎試験期間』は、対象被験者の初回の治験機器使用からプロトコールに定める試験終了（必要に応じて協議）まで、とする。

信大マイルストーン方式

(1)臨床試験研究経費、賃金（管理費・間接経費含む）

- ・短期治験（試験期間が半年以内）：第Ⅰ期（治験開始-1/2 経過）70%、第Ⅱ期（1/2 経過-症例毎試験終了）30%の2回分割請求
- ・長期治験（試験期間が半年以上）：第Ⅰ期（治験開始-1/4 経過）50%、第Ⅱ期（1/4 経過-1/2 経過）25%、第Ⅲ期（1/2 経過-3/4 経過）15%、第Ⅳ期（3/4 経過-症例毎試験終了）10%の4回の分割請求

なお、各マイルストーン期間期初に発生した請求額は、対象症例がその期間内に中止・脱落しても変更、または返却しない。

(2)治験実施期間延長に伴う臨床試験研究経費（管理費・間接経費含む）

- ・症例毎の試験実施期間が延長した場合（治験機器の使用、検査回数等追加あり）、算定書の「症例分」で算出した、管理費、間接経費を除く1症例分費用（消費税込）の総額をマイルストーン請求期間の総 visit 回数（プロトコールに規定）で除した値を、延長後の visit1 回あたりの請求額とする。この追加の請求分に関しては、症例毎の試験期間終了時に精算し、請求する。

請求書は四半期毎にまとめ、4、7、10、1月以降に依頼者へ送付する。

【症例単位で算定する経費（負担軽減費のみ）】

負担軽減費支払いの対象は、原則同意取得日から最終観察日までのうち、以下に規定する来院とする。

- プロトコールに基づく治験のための来院（同意取得のみは対象外）
- 有害事象の評価を目的とした規定外の来院、及び有害事象の追跡調査のための来院
- 治験のための入院（入退院1回を1来院とする）

1. 算定方法

(1) 直接経費

①被験者負担の軽減

被験者の治験参加に伴う交通費等の負担増を軽減するための経費

算出基準：（7,000円×1症例の来院回数(実績)）+消費税

②管理費

当該治験に必要な光熱水料、消耗品費、印刷費、通信費等（治験審査委員会事務処理に必要な経費、治験の進行等の管理、治験薬の管理、記録等の保存、モニタリングに必要な経費を含む）

算出基準：臨床試験研究経費×10%

間接経費算定の基準となる直接経費とは上記①～②の合計額とする

(2) 間接経費

建物・機械損料、その他

算定基準：前記直接経費合計×30%

2. 請求方法

当該年の4月から3月までの実績来院回数を集計、算定し、翌年度4月に請求する。ただし、対象症例の最終来院日が経過した場合は、その時点までの当該年の実績来院回数を集計、算定する。

【観察期脱落症例に係る経費/CRC 業務を院内 CRC が実施の場合】

同意したが、治験機器使用に至らなかった症例に対しては、次のように定める。

1. 算定方法

(1) 直接経費

① 臨床試験研究経費

当該治験に関連して必要となる研究経費（類似機器の研究、対象疾病の研究、多施設間の研究協議、補充的な非臨床的研究、講演や文書等作成）

算出基準：（ポイント数 × 6,000 円 × 40%）+ 消費税

※ポイント数の算出方法はポイント算出表参照

② 賃金

当該治験の実施に伴う事務、治験進行等の管理・治験機器管理等のために看護師、薬剤師、臨床検査技師等（非常勤職員）として雇用する者に支払う経費

算出基準：（ポイント数 × 5,000 円 × 10%）+ 消費税

③ 被験者負担の軽減

被験者の治験参加に伴う交通費等の負担増を軽減するための経費

算出基準：（7,000 円 × 1 症例の来院回数(実績)）+ 消費税

④ 管理費

当該治験に必要な光熱水料、消耗品費、印刷費、通信費等

算出基準：（臨床試験研究経費 + 賃金 + 被験者負担の軽減）× 10%

間接経費算定の基準となる直接経費とは上記①～④の合計額とする。

(2) 間接経費

建物・機械損料、その他

算出基準：前記直接経費合計 × 30%

2. 請求方法

対象症例が脱落した時点で算定する。

請求書は四半期毎にまとめ、4、7、10、1 月以降に依頼者へ送付する。

【観察期脱落症例に係る経費/CRC 業務を SMO に委託した場合】

同意したが、治験機器使用に至らなかった症例に対しては、次のように定める。

1. 算定方法

(1) 直接経費

①臨床試験研究経費

当該治験に関連して必要となる研究経費（類似機器の研究、対象疾病の研究、多施設間の研究協議、補充的な非臨床的研究、講演や文書等作成）

算出基準：（ポイント数 × 6,000 円 × 40%）+ 消費税

※ポイント数の算出方法はポイント算出表参照

②被験者負担の軽減

被験者の治験参加に伴う交通費等の負担増を軽減するための経費

算出基準：（7,000 円 × 1 症例の来院回数(実績)）+ 消費税

③管理費

当該治験に必要な光熱水料、消耗品費、印刷費、通信費等

算出基準：（臨床試験研究経費 + 被験者負担の軽減）× 10%

間接経費算定の基準となる直接経費とは上記①～③の合計額とする。

(2) 間接経費

建物・機械損料、その他

算出基準：前記直接経費合計 × 30%

2. 請求方法

対象症例が脱落した時点で算定する。

請求書は四半期毎にまとめ、4、7、10、1 月以降に依頼者へ送付する。

【症例毎試験終了時に精算する経費】

1. 算定方法

(1) 直接経費

①被験者負担の軽減

被験者の治験参加に伴う交通費等の負担増を軽減するための経費

算出基準：7,000円×当該年度の4月から最終来院日までの実績来院回数+消費税

②追加の臨床試験研究経費（症例毎試験期間の延長が生じた症例のみ）

症例毎試験期間の延長（投与期間の延長等）に関連して必要となる研究経費（類似機器の研究、対象疾患の研究、多施設間の研究協議、補充的な非臨床的研究、講演や文書等作成）

算出基準：症例毎期間の延長に伴い追加されたvisit回数×（ポイント数×6,000円）÷
プロトコール記載の総visit回数+消費税 ※ポイント数の算出方法はポイント算出表参照

③追加の賃金（症例毎試験期間の延長が生じた症例のみ）

症例毎試験期間の延長（投与期間の延長等）に伴う事務、治験進行等の管理・治験機器管理等のために看護師、薬剤師、臨床検査技師等（非常勤職員）として雇用する者に支払う経費

算出基準：症例毎期間の延長に伴い追加されたvisit回数×（ポイント数×5,000円）÷
プロトコール記載の総visit回数+消費税 ※ポイント数の算出方法はポイント算出表参照

ただし、CRC業務をSMOに委託した場合は請求しない

④管理費

当該治験に必要な光熱水料、消耗品費、印刷費、通信費等（治験審査委員会事務処理に必要な経費、治験の進行等の管理、治験機器の管理、記録等の保存、モニタリングに必要な経費を含む）

算出基準：（被験者負担の軽減+追加の臨床試験研究経費+追加の賃金）×10%

間接経費算定の基準となる直接経費とは上記①～④の合計額とする。

(2) 間接経費

建物・機械損料、その他

算出基準：前記直接経費合計×30%

2. 請求方法

対象症例が終了した時点で算定する。

請求書は四半期毎にまとめ、4、7、10、1月以降に依頼者へ送付する。

【治験終了時に精算する経費/ CRC 業務を院内 CRC が実施の場合】

1. 算定方法

(1) 直接経費

①治験ごとにかかる経費

症例単位ではなく、治験ごとにかかる費用（症例発表、承認申請に使用される文書作成、大型機器の管理など）。

算出基準：（ポイント数 × 6,000 円）+ 消費税

②賃金

当該治験の実施に伴う事務、治験進行等の管理・治験機器管理等のために看護師、薬剤師、臨床検査技師等（非常勤職員）として雇用する者に支払う経費

算出基準：（ポイント数 × 5,000 円）+ 消費税

③管理費

当該治験に必要な光熱水料、消耗品費、印刷費、通信費等（治験審査委員会事務処理に必要な経費、治験の進行等の管理、治験機器の管理、記録等の保存、モニタリングに必要な経費を含む）

算出基準：（治験ごとにかかる経費 + 賃金）× 10%

間接経費算定の基準となる直接経費とは上記①～③の合計額とする。

(2) 間接経費

建物・機械損料、その他

算出基準：前記直接経費合計 × 30%

2. 請求方法

当該治験の終了報告書が提出された時点で算定する。

請求書は四半期毎にまとめ、4、7、10、1月以降に依頼者へ送付する。

【治験終了時に精算する経費/CRC 業務を SMO に委託した場合のみ】

1. 算定方法

(1) 直接経費

①治験ごとにかかる経費

症例単位ではなく、治験ごとにかかる費用（症例発表、承認申請に使用される文書作成、大型機器の管理など）。

算出基準：（ポイント数 × 6,000 円）+ 消費税

②SMO 指導管理費

CRC 業務を SMO に外部委託した場合の関連経費

算出基準：（20,000 円 × 当該年の 4 月から治験終了時までの月数）+ 消費税

③管理費

当該治験に必要な光熱水料、消耗品費、印刷費、通信費等（治験審査委員会事務処理に必要な経費、治験の進行等の管理、治験機器の管理、記録等の保存、モニタリングに必要な経費を含む）

算出基準：（治験ごとにかかる経費 + SMO 指導管理費）× 10%

間接経費算定の基準となる直接経費とは上記①～③の合計額とする

(2) 間接経費

建物・機械損料、その他

算出基準：前記直接経費合計 × 30%

2. 請求方法

当該治験の終了報告書が提出された時点で算定する。

請求書は四半期毎にまとめ、4、7、10、1 月以降に依頼者へ送付する。

製造販売後臨床試験（医療機器）に係る経費算出

【初回契約時に算定する経費】

1. 算定方法

(1) 直接経費

①審査費 国立大学法人信州大学医学部附属病院治験審査委員会の審査に要る経費
算出基準：1契約につき 100,000円＋消費税

②試験開始準備費

当該製造販売後臨床試験を開始するための基本的準備に要する経費
算出基準：1契約につき 150,000円＋消費税

③臨床研究支援センター経費

当該製造販売後臨床試験を実施するために臨床研究支援センターに付加する業務に伴う経費
算出基準：1契約につき 70,000円＋消費税

④謝金

当該製造販売後臨床試験に必要な協力者等（専門的・技術的知識の提供者）に対して支払う経費
算出基準：国立大学法人信州大学謝金支出事務取扱要項による（消費税を含む）

⑤旅費

当該製造販売後臨床試験及び製造販売後臨床試験に関連する研究に要する旅費
算出基準：国立大学法人信州大学旅費規程及び国立大学法人信州大学旅費細則による（消費税を含む）

⑥備品費

当該製造販売後臨床試験において求められる結果を導くために必要不可欠であり、かつ、施設で保有していない機械器具（保有していても当該試験に用いることのできない場合を含む）の購入に要する経費

算出基準：当該機械器具の購入金額（消費税を含む）

⑦管理費

当該製造販売後臨床試験に必要な光熱水料、消耗品費、印刷費、通信費等（治験審査委員会事務処理に必要な経費、製造販売後臨床試験の進行等の管理、試験機器の管理、記録等の保存、モニタリングに必要な経費を含む）

算出基準：（審査費 + 試験開始準備費 + 臨床研究支援センター経費 + 謝金 + 旅費 + 備品費）
× 10%

間接経費算定の基準となる直接経費とは上記①～⑦の合計額とする。

(2) 間接経費

建物・機械損料、その他

算出基準：前記直接経費合計 × 30%

2. 請求方法

初回契約時に請求する。

【年度更新時に算定する経費/CRC 業務を院内 CRC が実施の場合】

1. 算定方法

(1) 直接経費

①審査費

国立大学法人信州大学医学部附属病院治験審査委員会の審査に要する経費

算出基準：年度更新につき 50,000 円 + 消費税

②臨床研究支援センター経費

当該製造販売後臨床試験を実施するために臨床研究支援センターに付加する業務に伴う経費

算出基準：年度更新につき 70,000 円 + 消費税

③管理費

当該製造販売後臨床試験に必要な光熱水料、消耗品費、印刷費、通信費等（治験審査委員会事務処理に必要な経費、製造販売後臨床試験の進行等の管理、試験機器の管理、記録等の保存、モニタリングに必要な経費を含む）

算出基準：(審査費 + 臨床研究支援センター経費) × 10%

間接経費算定の基準となる直接経費とは上記①～③の合計額とする。

(2) 間接経費

建物・機械損料、その他

算出基準：前記直接経費合計 × 30%

2. 請求方法

年度更新ごとに年度当初、当該年度分を請求する。ただし、契約が前年度の 1 月以降（試験期間 3 カ月以下）の場合、年度更新請求はしない。

【年度更新時に算定する経費/CRC 業務を SMO に委託した場合】

1. 算定方法

(1) 直接経費

①審査費

国立大学法人信州大学医学部附属病院治験審査委員会の審査に要する経費

算出基準：年度更新につき 50,000 円 + 消費税

②臨床研究支援センター経費

当該製造販売後臨床試験を実施するために臨床研究支援センターに付加する業務に伴う経費

算出基準：年度更新につき 70,000 円 + 消費税

③SMO 指導管理費

CRC 業務を SMO に外部委託した場合の関連経費

算出基準：(20,000 円 × IRB の承認から試験終了までの前年度の月数) + 消費税

④管理費

当該製造販売後臨床試験に必要な光熱水料、消耗品費、印刷費、通信費等（治験審査委員会事務処理に必要な経費、製造販売後臨床試験の進行等の管理、試験機器の管理、記録等の保存、モニタリングに必要な経費を含む）

算出基準：(審査費 + 臨床研究支援センター経費 + SMO 指導管理費) × 10%

間接経費算定の基準となる直接経費とは上記①～④の合計額とする。

(2) 間接経費

建物・機械損料、その他

算出基準：前記直接経費合計 × 30%

2. 請求方法

年度更新ごとに年度当初、当該年度分を請求する。ただし、前年度契約が 1 月以降（試験期間 3 カ月以下）の場合、年度更新時の審査費、臨床研究支援センター経費については請求しない

【症例単位で算定する経費（負担軽減費を除く）/ CRC 業務を院内 CRC が実施の場合】

1. 算定方法

(1) 直接経費

①臨床試験研究経費

当該製造販売後臨床試験に関連して必要となる研究経費（類似機器の研究、対象疾病の研究、多施設間の研究協議、補充的な非臨床的研究、講演や文書等作成）

算出基準：（ポイント数×6,000 円×80%）+消費税

※ポイント数の算出方法はポイント算出表参照

②賃金

当該試験の実施に伴う事務、試験進行等の管理・試験機器管理等のために看護師、薬剤師、臨床検査技師等（非常勤職員）として雇用する者に支払う経費

算出基準：（ポイント数×5,000 円×80%）+消費税

③管理費

当該製造販売後臨床試験に必要な光熱水料、消耗品費、印刷費、通信費等（治験審査委員会事務処理に必要な経費、製造販売後臨床試験の進行等の管理、試験機器の管理、記録等の保存、モニタリングに必要な経費を含む）

算出基準：（臨床試験研究経費+賃金）×10%

間接経費算定の基準となる直接経費とは上記①～③の合計額とする

(2) 間接経費

建物・機械損料、その他

算出基準：前記直接経費合計 ×30%

2. 請求方法

四半期（6, 9, 12, 3月末）ごとに進捗状況を確認し、1症例分ごと、原則、下記の信大マイルストーン方式に従い請求する。なお、請求の基準となる『症例毎試験期間』は、対象被験者の初回の試験機器使用からプロトコールに定める試験終了（必要に応じて協議）まで、とする。

信大マイルストーン方式

(1)臨床試験研究経費、賃金（管理費・間接経費含む）

- ・短期試験（試験期間が半年以内）：第Ⅰ期（試験開始-1/2 経過）70%、第Ⅱ期（1/2 経過-症例毎試験終了）30%の2回分割請求
- ・長期試験（試験期間が半年以上）：第Ⅰ期（試験開始-1/4 経過）50%、第Ⅱ期（1/4 経過-1/2 経過）25%、第Ⅲ期（1/2 経過-3/4 経過）15%、第Ⅳ期（3/4 経過-症例毎試験終了）10%の4回の分割請求

なお、各マイルストーン期間期初に発生した請求額は、対象症例がその期間内に中止・脱落しても変更、または返却しない

(2)製造販売後臨床試験実施期間延長に伴う臨床試験研究経費、賃金（管理費・間接経費含む）

- ・症例毎の試験実施期間が延長した場合（試験機器の使用、検査回数等追加あり）、算定書の「症例分」で算出した、管理費、間接経費を除く1症例分費用（消費税込）の総額をマイルストーン請求期間の総visit回数（プロトコールに規定）で除した値を、延長後のvisit1回あたりの請求額とする。この追加の請求分に関しては、症例毎の試験期間終了時に精算し、請求する。

(3)治験から製造販売後臨床試験へ移行後の臨床試験研究経費、賃金（管理費・間接経費含む）

- ・症例ごとの当該マイルストーン期までを治験費用として請求、その後の実施期間を製造販売後臨床試験費用として請求する。ただし、試験費用の請求に関しては、治験開始時に規定した治験

のマイルストーン期が終了するまでは、その際に算定した額、マイルストーン期に従い請求する。

(例：マイルストーン第Ⅲ期実施中に治験から製造販売後臨床試験へ移行した場合、第Ⅲ期分までを治験の費用として請求、移行後は製造販売後臨床試験の費用とするが、請求額・当初のマイルストーン請求時期共に変更しない)

請求書は四半期毎にまとめ、4、7、10、1月以降に依頼者へ送付する。

【症例単位で算定する経費（負担軽減費を除く）/ CRC 業務を SMO に委託した場合】

1. 算定方法

(1) 直接経費

①臨床試験研究経費

当該製造販売後臨床試験に関連して必要となる研究経費（類似機器の研究、対象疾病の研究、多施設間の研究協議、補充的な非臨床的研究、講演や文書等作成）

算出基準：（ポイント数×6,000 円×80%）+消費税

※ポイント数の算出方法はポイント算出表参照

②管理費

当該製造販売後臨床試験に必要な光熱水料、消耗品費、印刷費、通信費等（治験審査委員会事務処理に必要な経費、製造販売後臨床試験の進行等の管理、試験機器の管理、記録等の保存、モニタリングに必要な経費を含む）

算出基準：臨床試験研究経費 × 10%

間接経費算定の基準となる直接経費とは上記①～②の合計額とする

(2) 間接経費

建物・機械損料、その他

算出基準：前記直接経費合計 × 30%

2. 請求方法

四半期（6, 9, 12, 3月末）ごとに進捗状況を確認し、1症例分ごと、原則、下記の信大マイルストーン方式に従い、各期の期初の請求とする。なお、請求の基準となる『症例毎試験期間』は、対象被験者の初回投与からプロトコールに定める試験終了（必要に応じて協議）まで、とする。

信大マイルストーン方式

(1)臨床試験研究経費、賃金（管理費・間接経費含む）

- ・短期試験（試験期間が半年以内）：第Ⅰ期（試験開始-1/2 経過）70%、第Ⅱ期（1/2 経過-症例毎試験終了）30%の2回分割請求
- ・長期試験（試験期間が半年以上）：第Ⅰ期（試験開始-1/4 経過）50%、第Ⅱ期（1/4 経過-1/2 経過）25%、第Ⅲ期（1/2 経過-3/4 経過）15%、第Ⅳ期（3/4 経過-症例毎試験終了）10%の4回の分割請求

なお、各マイルストーン期間期初に発生した請求額は、対象症例がその期間内に中止・脱落しても変更、または返却しない。

(2)製造販売後臨床試験実施期間延長に伴う臨床試験研究経費、賃金（管理費・間接経費含む）

- ・症例毎の試験実施期間が延長した場合（試験機器の使用、検査回数等追加あり）、算定書の「症例分」で算出した、管理費、間接経費を除く1症例分費用（消費税込）の総額をマイルストーン請求期間の総visit回数（プロトコールに規定）で除した値を、延長後のvisit1回あたりの請求額とする。この追加の請求分に関しては、症例毎の試験期間終了時に精算し、請求する。

(3)治験から製造販売後臨床試験へ移行後の臨床試験研究経費、賃金（管理費・間接経費含む）

- ・症例ごとの当該マイルストーン期までを治験費用として請求、その後の実施期間を製造販売後臨床試験費用として請求する。ただし、試験費用の請求に関しては、治験開始時に規定した治

験

のマイルストーン期が終了するまでは、その際に算定した額、マイルストーン期に従い請求する。

(例：マイルストーン第Ⅲ期実施中に治験から製造販売後臨床試験へ移行した場合、第Ⅲ期分までを治験の費用として請求、移行後は製造販売後臨床試験の費用とするが、請求額・当初のマイルストーン請求時期共に変更しない)

請求書は四半期毎にまとめ、4、7、10、1月以降に依頼者へ送付する。

【症例単位で算定する経費（負担軽減費のみ）】

治験依頼者と協議の上、当該試験に関して負担軽減費を支払うこととした場合のみに生じる。その場合の支払い対象は原則「治験」の場合に準じるが、詳細は契約書に明記する。なお、支払い不要の場合は、当該書式（算定書）の作成は不要とする。

1. 算定方法

(1) 直接経費

①被験者負担の軽減

被験者の試験参加に伴う交通費等の負担増を軽減するための経費

算出基準：（7,000 円 × 1 症例の来院回数(実績)） + 消費税

②管理費

当該試験に必要な光熱水料、消耗品費、印刷費、通信費等（治験審査委員会事務処理に必要な経費、試験の進行等の管理、試験機器の管理、記録等の保存、モニタリングに必要な経費を含む）

算出基準：被験者負担の軽減 × 10%

間接経費算定の基準となる直接経費とは上記①～②の合計額とする

(2) 間接経費

建物・機械損料、その他

算定基準：前記直接経費合計 × 30%

2. 請求方法

当該年の 4 月から 3 月までの実績来院回数を集計、算定し、翌年 4 月に請求する。ただし、対象症例の最終来院日が経過した場合は、その時点までの当該年の実績来院回数を集計、算定する。

【観察期脱落症例に係る経費/CRC 業務を院内 CRC が実施の場合】

同意したが、試験機器使用に至らなかつた症例に対しては、次のように定める。ただし、試験に至らなくても1例とカウントする場合などはこの限りではない。

1. 算定方法

(1) 直接経費

①臨床試験研究経費

当該試験に関連して必要となる研究経費（類似機器の研究、対象疾病の研究、多施設間の研究協議、補充的な非臨床的研究、講演や文書等作成）

算出基準：（ポイント数 × 6,000 円 × 40%）+ 消費税

※ポイント数の算出方法はポイント算出表参照

②賃金

当該試験の実施に伴う事務、試験進行等の管理・試験機器管理等のために看護師、薬剤師、臨床検査技師等（非常勤職員）として雇用する者に支払う経費

算出基準：（ポイント数 × 5,000 円 × 10%）+ 消費税

③被験者負担の軽減

被験者の試験参加に伴う交通費等の負担増を軽減するための経費（支払いが発生する場合のみ）

算出基準：（7,000 円 × 1 症例の来院回数(実績)）+ 消費税

④管理費

当該試験に必要な光熱水料、消耗品費、印刷費、通信費等

算出基準：（臨床試験研究経費 + 賃金 + 被験者負担の軽減）× 10%

間接経費算定の基準となる直接経費とは上記①～④の合計額とする。

(2) 間接経費

建物・機械損料、その他

算出基準：前記直接経費合計 × 30%

2. 請求方法

対象症例が脱落した時点で算定する。

請求書は四半期毎にまとめ、4、7、10、1月以降に依頼者へ送付する。

【観察期脱落症例に係る経費/ CRC 業務を SMO に委託した場合】

同意したが、試験機器使用に至らなかつた症例に対しては、次のように定める。ただし、試験に至らなくても1例とカウントする場合などはこの限りではない。

1. 算定方法

(1) 直接経費

①臨床試験研究経費

当該試験に関連して必要となる研究経費（類似機器の研究、対象疾病の研究、多施設間の研究協議、補充的な非臨床的研究、講演や文書等作成）

算出基準：（ポイント数 × 6,000 円 × 40%）+消費税

※ポイント数の算出方法はポイント算出表参照

②被験者負担の軽減

被験者の試験参加に伴う交通費等の負担増を軽減するための経費（支払いが発生する場合のみ）

算出基準：（7,000 円 × 1 症例の来院回数(実績)) + 消費税

③管理費

当該試験に必要な光熱水料、消耗品費、印刷費、通信費等

算出基準：（臨床試験研究経費 + 被験者負担の軽減）× 10%

間接経費算定の基準となる直接経費とは上記①～③の合計額とする

(2) 間接経費

建物・機械損料、その他

算出基準：前記直接経費合計 × 30%

2. 請求方法

対象症例が脱落した時点で算定する。

請求書は四半期毎にまとめ、4、7、10、1月以降に依頼者へ送付する。

【症例毎試験終了時に精算する経費】

1. 算定方法

(1) 直接経費

①被験者負担の軽減

被験者の試験参加に伴う交通費等の負担増を軽減するための経費

算出基準：7,000円×当該年度の4月から最終来院日までの実績来院回数+消費税

②追加の臨床試験研究経費（症例毎試験期間の延長が生じた症例のみ）

症例毎試験期間の延長（投与期間の延長等）に関連して必要となる研究経費（類似機器の研究、対象疾病の研究、多施設間の研究協議、補充的な非臨床的研究、講演や文書等作成）

算出基準：症例毎期間の延長に伴い追加されたvisit回数×（ポイント数×6,000円×0.8）÷プロトコール記載の総visit回数+消費税 ※ポイント数の算出方法はポイント算出表参照

③追加の賃金（症例毎試験期間の延長が生じた症例のみ）

症例毎試験期間の延長（投与期間の延長等）に伴う事務、試験進行等の管理・試験機器管理等のために看護師、薬剤師、臨床検査技師等（非常勤職員）として雇用する者に支払う経費

算出基準：症例毎期間の延長に伴い追加されたvisit回数×（ポイント数×5,000円×0.8）÷プロトコール記載の総visit回数+消費税 ※ポイント数の算出方法はポイント算出表参照

ただし、CRC業務をSMOに委託した場合は請求しない

④管理費

当該試験に必要な光熱水料、消耗品費、印刷費、通信費等（治験審査委員会事務処理に必要な経費、試験の進行等の管理、試験機器の管理、記録等の保存、モニタリングに必要な経費を含む）

算出基準：（被験者負担の軽減+追加の臨床試験研究経費+追加の賃金）×10%

間接経費算定の基準となる直接経費とは上記①～④の合計額とする

(2) 間接経費

建物・機械損料、その他

算出基準：（前記直接経費合計）×30%

2. 請求方法

対象症例が終了した時点で算定する。

請求書は四半期毎にまとめ、4、7、10、1月以降に依頼者へ送付する。

【試験終了時に精算する経費/ CRC 業務を院内 CRC が実施の場合】

1. 算定方法

(1) 直接経費

①試験ごとにかかる経費

症例単位ではなく、臨床試験ごとにかかる費用（症例発表、承認申請に使用される文書作成、大型機器の管理など）。

算出基準：（ポイント数 × 6,000 円 × 80%）+消費税

②賃金

当該試験の実施に伴う事務、試験進行等の管理・試験機器管理等のために看護師、薬剤師、臨床検査技師等（非常勤職員）として雇用する者に支払う経費

算出基準：（ポイント数 × 5,000 円 × 80%）+消費税

③管理費

当該試験に必要な光熱水料、消耗品費、印刷費、通信費等（治験審査委員会事務処理に必要な経費、試験の進行等の管理、試験機器の管理、記録等の保存、モニタリングに必要な経費を含む）

算出基準：（試験ごとにかかる経費+賃金）×10%

間接経費算定の基準となる直接経費とは上記①～③の合計額とする。

(2) 間接経費

建物・機械損料、その他

算出基準：前記直接経費合計×30%

2. 請求方法

当該試験の終了報告書が提出された時点で算定する。

請求書は四半期毎にまとめ、4、7、10、1月以降に依頼者へ送付する。

【試験終了時に精算する経費/CRC 業務を SMO に委託した場合のみ】

1. 算定方法

(1) 直接経費

①試験ごとにかかる経費

症例単位ではなく、臨床試験ごとにかかる費用（症例発表、承認申請に使用される文書作成、大型機器の管理など）。

算出基準：(ポイント数 × 6,000 円 × 80%) + 消費税

②SMO 指導管理費

CRC 業務を SMO に外部委託した場合の関連経費

算出基準：(20,000 円 × 当該年の 4 月から試験終了時までの月数) + 消費税

③管理費

当該試験に必要な光熱水料、消耗品費、印刷費、通信費等（治験審査委員会事務処理に必要な経費、試験の進行等の管理、試験薬の管理、記録等の保存、モニタリングに必要な経費を含む）

算出基準：SMO 指導管理費 × 10%

間接経費算定の基準となる直接経費とは上記①～②の合計額とする。

(2) 間接経費

建物・機械損料、その他

算出基準：前記直接経費合計 × 30%

2. 請求方法

当該試験の終了報告書が提出された時点で算定する。

請求書は四半期毎にまとめ、4、7、10、1 月以降に依頼者へ送付する。

治験（再生医療等製品）に係る経費算出

【初回契約時に算定する経費】

1. 算定方法

(1) 直接経費

①審査費

国立大学法人信州大学医学部附属病院治験審査委員会の審査に要する経費

算出基準：1 契約につき 100,000 円 + 消費税

②治験開始準備費

当該治験を開始するための基本的準備に要する経費

算出基準：1 契約につき 150,000 円 + 消費税

③臨床研究支援センター経費

当該治験を実施するために臨床研究支援センターに付加する業務に伴う経費

算出基準：1 契約につき 70,000 円 + 消費税

④謝金

当該治験に必要な協力者等（専門的・技術的知識の提供者）に対して支払う経費

算出基準：国立大学法人信州大学謝金支出事務取扱要項による（消費税を含む）

⑤旅費

当該治験及び治験に関連する研究に要する旅費

算出基準：国立大学法人信州大学旅費規程及び国立大学法人信州大学旅費細則による（消費税を含む）

⑥備品費

当該治験において求められる結果を導くために必要不可欠であり、かつ、施設で保有していない機械器具（保有していても当該治験に用いることのできない場合を含む）の購入に要する経費

算出基準：当該機械器具の購入金額（消費税を含む）

⑦管理費

当該治験に必要な光熱水料、消耗品費、印刷費、通信費等（治験審査委員会事務処理に必要な経費、治験の進行等の管理、治験物質の管理、記録等の保存、モニタリングに必要な経費を含む）

算出基準：（審査費 + 治験開始準備費 + 臨床研究支援センター経費 + 謝金 + 旅費 + 備品費）
× 20%

間接経費算定の基準となる直接経費とは上記①～⑦の合計額とする。

(2) 間接経費

建物・機械損料、その他

算出基準：前記直接経費合計 × 30%

2. 請求方法

初回契約時に請求する。

【年度更新時に算定する経費/CRC 業務を院内 CRC が実施の場合】

1. 算定方法

(1) 直接経費

①審査費

国立大学法人信州大学医学部附属病院治験審査委員会の審査に要する経費

算出基準：年度更新につき 50,000 円 + 消費税

②臨床研究支援センター経費

当該治験を実施するために臨床研究支援センターに付加する業務に伴う経費

算出基準：年度更新につき 70,000 円 + 消費税

③管理費

当該治験に必要な光熱水料、消耗品費、印刷費、通信費等（治験審査委員会事務処理に必要な経費、治験の進行等の管理、治験物質の管理、記録等の保存、モニタリングに必要な経費を含む）

算出基準：（審査費 + 臨床研究支援センター経費）× 20%

間接経費算定の基準となる直接経費とは上記①～③の合計額とする。

(2) 間接経費

建物・機械損料、その他

算出基準：前記直接経費合計 × 30%

2. 請求方法

年度更新ごとに年度当初、当該年度分を請求する。ただし、契約が前年度の 1 月以降（治験期間 3 カ月以下）の場合、年度更新請求はしない。

【年度更新時に算定する経費/CRC 業務を SMO に委託した場合】

1. 算定方法

(1) 直接経費

①審査費

国立大学法人信州大学医学部附属病院治験審査委員会の審査に要する経費

算出基準：年度更新につき 50,000 円 + 消費税

②臨床研究支援センター経費

当該治験を実施するために臨床研究支援センターに付加する業務に伴う経費

算出基準：年度更新につき 70,000 円 + 消費税

③SMO 指導管理費

CRC 業務を SMO に外部委託した場合の関連経費

算出基準：(20,000 円 × IRB の承認から治験終了までの前年度の月数) + 消費税

④管理費

当該治験に必要な光熱水料、消耗品費、印刷費、通信費等（治験審査委員会事務処理に必要な経費、治験の進行等の管理、治験物質の管理、記録等の保存、モニタリングに必要な経費を含む）

算出基準：(審査費 + 臨床研究支援センター経費 + SMO 指導管理費) × 20%

間接経費算定の基準となる直接経費とは上記①～④の合計額とする。

(2) 間接経費

建物・機械損料、その他

算出基準：前記直接経費合計 × 30%

2. 請求方法

年度更新ごとに年度当初、当該年度分を請求する。ただし、前年度契約が 1 月以降（治験期間 3 カ月以下）の場合、年度更新時の審査費、臨床研究支援センター経費については請求しない。

【症例単位で算定する経費（負担軽減費を除く）/ CRC 業務を院内 CRC が実施の場合】

1. 算定方法

(1) 直接経費

①臨床試験研究経費

当該治験に関連して必要となる研究経費（類似物質・製品の研究、対象疾病の研究、多施設間の研究協議、補充的な非臨床的研究、講演や文書等作成）

算出基準：（ポイント数 × 6,000 円）+消費税

※ポイント数の算出方法はポイント算出表参照

治験から製造販売後臨床試験へ移行する場合には、別紙 6 【症例単位で算定する経費】を参照

②賃金

当該治験の実施に伴う事務、治験進行等の管理・治験物質管理等のために看護師、薬剤師、臨床検査技師等（非常勤職員）として雇用する者に支払う経費

算出基準：（ポイント数 × 5,000 円）+消費税

③管理費

当該治験に必要な光熱水料、消耗品費、印刷費、通信費等（治験審査委員会事務処理に必要な経費、治験の進行等の管理、治験物質の管理、記録等の保存、モニタリングに必要な経費を含む）

算出基準：（臨床試験研究経費 + 賃金）× 20%

間接経費算定の基準となる直接経費とは上記①～③の合計額とする

(2) 間接経費

建物・機械損料、その他

算出基準：前記直接経費合計 × 30%

2. 請求方法

四半期（6, 9, 12, 3月末）ごとに進捗状況を確認し、1症例分ごと、原則、下記の信大マイルストーン方式に従い、各マイルストーン期の期初に請求する。なお、請求の基準となる『症例毎試験期間』は、対象被験者の初回適用からプロトコールに定める試験終了（必要に応じて協議）まで、とする。

信大マイルストーン方式

(1)臨床試験研究経費、賃金（管理費・間接経費含む）

- ・短期治験（症例毎試験期間が半年以内）：第Ⅰ期（初回適用-1/2 経過）70%、第Ⅱ期（1/2 経過-症例毎試験終了）30%の2回分割請求
- ・長期治験：第Ⅰ期（初回適用-1/4 経過）60%、第Ⅱ期（1/4 経過-1/2 経過）20%、第Ⅲ期（1/2 経過-3/4 経過）10%、第Ⅳ期（3/4 経過-症例毎試験終了）10%の4回の分割請求

なお、各マイルストーン期間期初に発生した請求額は、対象症例がその期間内に中止・脱落しても変更、または返却しない。

(2)治験実施期間延長に伴う臨床試験研究経費、賃金（管理費・間接経費含む）

- ・症例毎の試験実施期間が延長した場合（適用期間延長・検査回数等追加あり）、算定書の「症例分」で算出した管理費、間接経費を除く1症例分費用（消費税込）の総額をマイルストーン請求期間の総visit回数（プロトコールに規定）で除した値を、延長後のvisit1回あたりの請求額とする。この追加の請求分に関しては、症例毎の試験期間終了時に精算し、請求する。

請求書は四半期毎にまとめ、4、7、10、1月以降に依頼者へ送付する。

【症例単位で算定する経費（負担軽減費を除く）/ CRC 業務を SMO に委託した場合】

1. 算定方法

(1) 直接経費

①臨床試験研究経費

当該治験に関連して必要となる研究経費（類似物質・製品の研究、対象疾病の研究、多施設間の研究協議、補充的な非臨床的研究、講演や文書等作成）

算出基準：（ポイント数 × 6,000 円）+ 消費税

※ポイント数の算出方法はポイント算出表参照

治験から製造販売後臨床試験へ移行する場合には、別紙 6 【症例単位で算定する経費】を参照

②管理費

当該治験に必要な光熱水料、消耗品費、印刷費、通信費等（治験審査委員会事務処理に必要な経費、治験の進行等の管理、治験物質の管理、記録等の保存、モニタリングに必要な経費を含む）

算出基準：臨床試験研究経費 × 20%

間接経費算定の基準となる直接経費とは上記①～②の合計額とする

(2) 間接経費

建物・機械損料、その他

算出基準：前記直接経費合計 × 30%

2. 請求方法

四半期（6、9、12、3月末）ごとに進捗状況を確認し、1症例分ごと、原則、下記の信大マイルストーン方式に従い、各マイルストーン期の期初に請求する。なお、請求の基準となる『症例毎試験期間』は、対象被験者の初回適用からプロトコールに定める試験終了（必要に応じて協議）まで、とする。

信大マイルストーン方式

(1)臨床試験研究経費（管理費・間接経費含む）

- ・短期治験（症例毎試験期間が半年以内）：第Ⅰ期（初回適用-1/2 経過）70%、第Ⅱ期（1/2 経過-症例毎試験終了）30%の2回分割請求
- ・長期治験：第Ⅰ期（初回適用-1/4 経過）60%、第Ⅱ期（1/4 経過-1/2 経過）20%、第Ⅲ期（1/2 経過-3/4 経過）10%、第Ⅳ期（3/4 経過-症例毎試験終了）10%の4回の分割請求

なお、各マイルストーン期間期初に発生した請求額は、対象症例がその期間内に中止・脱落しても変更、または返却しない。

(2)治験実施期間延長に伴う臨床試験研究経費（管理費・間接経費含む）

- ・症例毎の試験実施期間が延長した場合（適用期間延長・検査回数等追加あり）、算定書の「症例分」で算出した、管理費、間接経費を除く1症例分費用（消費税込）の総額をマイルストーン請求期間の総 visit 回数（プロトコールに規定）で除した値を、延長後の visit1 回あたりの請求額とする。この追加の請求分に関しては、症例毎の試験期間終了時に精算し、請求する。

請求書は四半期毎にまとめ、4、7、10、1月以降に依頼者へ送付する。

【症例単位で算定する経費（負担軽減費のみ）】

負担軽減費支払いの対象は、原則同意取得日から最終観察日までのうち、以下に規定する来院とする。

- プロトコールに基づく治験のための来院（同意取得のみは対象外）
- 有害事象の評価を目的とした規定外の来院、及び有害事象の追跡調査のための来院
- 治験のための入院（入退院1回を1来院とする）

1. 算定方法

(1) 直接経費

①被験者負担の軽減

被験者の治験参加に伴う交通費等の負担増を軽減するための経費

算出基準：(7,000円 × 1症例の来院回数(実績)) + 消費税

②管理費

当該治験に必要な光熱水料、消耗品費、印刷費、通信費等（治験審査委員会事務処理に必要な経費、治験の進行等の管理、治験物質の管理、記録等の保存、モニタリングに必要な経費を含む）

算出基準：被験者負担の軽減 × 20%

間接経費算定の基準となる直接経費とは上記①～②の合計額とする

(2) 間接経費

建物・機械損料、その他

算定基準：前記直接経費合計 × 30%

2. 請求方法

当該年の4月から3月までの実績来院回数を集計、算定し、翌年4月に請求する。ただし、対象症例の最終来院日が経過した場合は、その時点までの当該年の実績来院回数を集計、算定する。

【観察期脱落症例に係る経費/CRC 業務を院内 CRC が実施の場合】

同意したが、治験物質適用に至らなかつた症例に対しては、次のように定める。ただし、治験物質適用に至らなくても1例とカウントする場合などはこの限りではない。

1. 算定方法

(1) 直接経費

①臨床試験研究経費

当該治験に関連して必要となる研究経費（類似物質・製品の研究、対象疾病の研究、多施設間の研究協議、補充的な非臨床的研究、講演や文書等作成）

算出基準：（ポイント数 × 6,000 円 × 40%）+ 消費税

※ポイント数の算出方法はポイント算出表参照

②賃金

当該治験の実施に伴う事務、治験進行等の管理・治験物質管理等のために看護師、薬剤師、臨床検査技師等（非常勤職員）として雇用する者に支払う経費

算出基準：（ポイント数 × 5,000 円 × 10%）+ 消費税

③被験者負担の軽減

被験者の治験参加に伴う交通費等の負担増を軽減するための経費

算出基準：（7,000 円 × 1 症例の来院回数(実績)）+ 消費税

④管理費

当該治験に必要な光熱水料、消耗品費、印刷費、通信費等

算出基準：（臨床試験研究経費 + 賃金 + 被験者負担の軽減）× 20%

間接経費算定の基準となる直接経費とは上記①～④の合計額とする。

(2) 間接経費

建物・機械損料、その他

算出基準：前記直接経費合計 × 30%

2. 請求方法

対象症例が脱落した時点で算定する。

請求書は四半期毎にまとめ、4、7、10、1月以降に依頼者へ送付する。

【観察期脱落症例に係る経費/ CRC 業務を SMO に委託した場合】

同意したが、治験物質適用に至らなかつた症例に対しては、次のように定める。ただし、治験物質適用に至らなくても1例とカウントする場合などはこの限りではない。

1. 算定方法

(1) 直接経費

①臨床試験研究経費

当該治験に関連して必要となる研究経費（類似物質・製品の研究、対象疾病の研究、多施設間の研究協議、補充的な非臨床的研究、講演や文書等作成）

算出基準：（ポイント数 × 6,000 円 × 40%）+ 消費税

※ポイント数の算出方法はポイント算出表参照

②被験者負担の軽減

被験者の治験参加に伴う交通費等の負担増を軽減するための経費

算出基準：（7,000 円 × 1 症例の来院回数(実績)）+ 消費税

③管理費

当該治験に必要な光熱水料、消耗品費、印刷費、通信費等

算出基準：（臨床試験研究経費 + 被験者負担の軽減）× 20%

間接経費算定の基準となる直接経費とは上記①～③の合計額とする。

(2) 間接経費

建物・機械損料、その他

算出基準：（前記直接経費合計）× 30%

2. 請求方法

対象症例が脱落した時点で算定する。

請求書は四半期毎にまとめ、4、7、10、1月以降に依頼者へ送付する。

【症例毎試験終了時に精算する経費】

1. 算定方法

(1) 直接経費

①被験者負担の軽減

被験者の治験参加に伴う交通費等の負担増を軽減するための経費

算出基準：7,000円 × 当該年の4月から最終来院日までの実績来院回数 + 消費税

②追加の臨床試験研究経費（症例毎試験期間の延長が生じた症例のみ）

症例毎試験期間の延長（投与期間の延長等）に関連して必要となる研究経費（類似物質・製品の研究、対象疾病の研究、多施設間の研究協議、補充的な非臨床的研究、講演や文書等作成）

算出基準：症例毎期間の延長に伴い追加されたvisit回数 × (ポイント数 × 6,000円) ÷
プロトコール記載の総visit回数 + 消費税 ※ポイント数の算出方法はポイント算出表参照

③追加の賃金（症例毎試験期間の延長が生じた症例のみ）

症例毎試験期間の延長（投与期間の延長等）に伴う事務、治験進行等の管理・治験物質管理等のために看護師、薬剤師、臨床検査技師等（非常勤職員）として雇用する者に支払う経費

算出基準：症例毎期間の延長に伴い追加されたvisit回数 × (ポイント数 × 5,000円) ÷
プロトコール記載の総visit回数 + 消費税 ※ポイント数の算出方法はポイント算出表参照
ただし、CRC業務をSMOに委託した場合は請求しない

④管理費

当該治験に必要な光熱水料、消耗品費、印刷費、通信費等（治験審査委員会事務処理に必要な経費、治験の進行等の管理、治験物質の管理、記録等の保存、モニタリングに必要な経費を含む）

算出基準：（被験者負担の軽減 + 追加の臨床試験研究経費 + 追加の賃金）× 20%

間接経費算定の基準となる直接経費とは上記①～④の合計額とする。

(2) 間接経費

建物・機械損料、その他

算出基準：前記直接経費合計 × 30%

2. 請求方法

対象症例が終了した時点で算定する。

請求書は四半期毎にまとめ、4、7、10、1月以降に依頼者へ送付する。

【治験終了時に精算する経費/ CRC 業務を院内 CRC が実施の場合】

1. 算定方法

(1) 直接経費

①治験ごとにかかる経費

症例単位ではなく、治験ごとにかかる費用（症例発表、承認申請に使用される文書作成など）。

算出基準：（ポイント数 × 6,000 円）+ 消費税

②賃金

当該治験の実施に伴う事務、治験進行等の管理・治験物質管理等のために看護師、薬剤師、臨床検査技師等（非常勤職員）として雇用する者に支払う経費

算出基準：（ポイント数 × 5,000 円）+ 消費税

③管理費

当該治験に必要な光熱水料、消耗品費、印刷費、通信費等（治験審査委員会事務処理に必要な経費、治験の進行等の管理、治験物質の管理、記録等の保存、モニタリングに必要な経費を含む）

算出基準：（治験ごとにかかる経費 + 賃金）× 20%

間接経費算定の基準となる直接経費とは上記①～③の合計額とする。

(2) 間接経費

建物・機械損料、その他

算出基準：前記直接経費合計 × 30%

2. 請求方法

当該治験の終了報告書が提出された時点で算定する。

請求書は四半期毎にまとめ、4、7、10、1月以降に依頼者へ送付する。

【治験終了時に精算する経費/CRC 業務を SMO に委託した場合のみ】

1. 算定方法

(1) 直接経費

①治験ごとにかかる経費

症例単位ではなく、治験ごとにかかる費用（症例発表、承認申請に使用される文書作成など）。

算出基準：（ポイント数 × 6,000 円）+ 消費税

②SMO 指導管理費

CRC 業務を SMO に外部委託した場合の関連経費。

算出基準：（20,000 円 × 当該年の 4 月から治験終了時までの月数）+ 消費税

③管理費

当該治験に必要な光熱水料、消耗品費、印刷費、通信費等（治験審査委員会事務処理に必要な経費、治験の進行等の管理、治験物質の管理、記録等の保存、モニタリングに必要な経費を含む）

算出基準：（治験ごとにかかる経費 + SMO 指導管理費）× 20%

間接経費算定の基準となる直接経費とは上記①～②の合計額とする。

(2) 間接経費

建物・機械損料、その他

算出基準：前記直接経費合計 × 30%

2. 請求方法

当該治験の終了報告書が提出された時点で算定する。

請求書は四半期毎にまとめ、4、7、10、1 月以降に依頼者へ送付する。

製造販売後臨床試験（再生医療等製品）に係る経費算出

【初回契約時に算定する経費】

1. 算定方法

(1) 直接経費

①審査費 国立大学法人信州大学医学部附属病院治験審査委員会の審査に要る経費

算出基準：1 契約につき 100,000 円 + 消費税

②試験開始準備費

当該製造販売後臨床試験を開始するための基本的準備に要する経費

算出基準：1 契約につき 150,000 円 + 消費税

③臨床研究支援センター経費

当該製造販売後臨床試験を実施するために臨床研究支援センターに付加する業務に伴う経費

算出基準：1 契約につき 70,000 円 + 消費税

④謝金

当該製造販売後臨床試験に必要な協力者等（専門的・技術的知識の提供者）に対して支払う経費

算出基準：国立大学法人信州大学謝金支出事務取扱要項による（消費税を含む）

⑤旅費

当該製造販売後臨床試験及び製造販売後臨床試験に関連する研究に要する旅費

算出基準：国立大学法人信州大学旅費規程及び国立大学法人信州大学旅費細則による（消費税を含む）

⑥備品費

当該製造販売後臨床試験において求められる結果を導くために必要不可欠であり、かつ、施設で保有していない機械器具（保有していても当該試験に用いることのできない場合を含む）の購入に要する経費

算出基準：当該機械器具の購入金額（消費税を含む）

⑦管理費

当該製造販売後臨床試験に必要な光熱水料、消耗品費、印刷費、通信費等（治験審査委員会事務処理に必要な経費、製造販売後臨床試験の進行等の管理、試験物質の管理、記録等の保存、モニタリングに必要な経費を含む）

算出基準：（審査費 + 試験開始準備費 + 臨床研究支援センター経費 + 謝金 + 旅費 + 備品費）

× 20%

間接経費算定の基準となる直接経費とは上記①～⑦の合計額とする。

(2) 間接経費

建物・機械損料、その他

算出基準：前記直接経費合計 × 30%

2. 請求方法

初回契約時に請求する。

【年度更新時に算定する経費/CRC 業務を院内 CRC が実施の場合】

1. 算定方法

(1) 直接経費

①審査費

国立大学法人信州大学医学部附属病院治験審査委員会の審査に要する経費

算出基準：年度更新につき 50,000 円 + 消費税

②臨床研究支援センター経費

当該製造販売後臨床試験を実施するために臨床研究支援センターに付加する業務に伴う経費

算出基準：年度更新につき 70,000 円 + 消費税

③管理費

当該製造販売後臨床試験に必要な光熱水料、消耗品費、印刷費、通信費等（治験審査委員会事務処理に必要な経費、製造販売後臨床試験の進行等の管理、試験物質の管理、記録等の保存、モニタリングに必要な経費を含む）

算出基準：（審査費 + 臨床研究支援センター経費）× 20%

間接経費算定の基準となる直接経費とは上記①～③の合計額とする。

(2) 間接経費

建物・機械損料、その他

算出基準：前記直接経費合計 × 30%

2. 請求方法

年度更新ごとに年度当初、当該年度分を請求する。ただし、契約が前年度の 1 月以降（試験期間 3 カ月以下）の場合、年度更新請求はしない。

【年度更新時に算定する経費/CRC 業務を SMO に委託した場合】

1. 算定方法

(1) 直接経費

①審査費

国立大学法人信州大学医学部附属病院治験審査委員会の審査に要する経費

算出基準：年度更新につき 50,000 円 + 消費税

②臨床研究支援センター経費

当該製造販売後臨床試験を実施するために臨床研究支援センターに付加する業務に伴う経費

算出基準：年度更新につき 70,000 円 + 消費税

③SMO 指導管理費

CRC 業務を SMO に外部委託した場合の関連経費

算出基準：(20,000 円 × IRB の承認から試験終了までの前年度の月数) + 消費税

④管理費

当該製造販売後臨床試験に必要な光熱水料、消耗品費、印刷費、通信費等（治験審査委員会事務処理に必要な経費、製造販売後臨床試験の進行等の管理、試験物質の管理、記録等の保存、モニタリングに必要な経費を含む）

算出基準：(審査費 + 臨床研究支援センター経費 + SMO 指導管理費) × 20%

間接経費算定の基準となる直接経費とは上記①～④の合計額とする。

(2) 間接経費

建物・機械損料、その他

算出基準：前記直接経費合計 × 30%

2. 請求方法

年度更新ごとに年度当初、当該年度分を請求する。ただし、前年度契約が 1 月以降（試験期間 3 カ月以下）の場合、年度更新時の審査費、臨床研究支援センター経費については請求しない。

【症例単位で算定する経費（負担軽減費を除く）/ CRC 業務を院内 CRC が実施の場合】

1. 算定方法

(1) 直接経費

①臨床試験研究経費

当該製造販売後臨床試験に関連して必要となる研究経費（類似物質・製品の研究、対象疾病の研究、多施設間の研究協議、補充的な非臨床的研究、講演や文書等作成）

算出基準：（ポイント数 × 6,000 円 × 80%）+ 消費税

※ポイント数の算出方法はポイント算出表参照

②賃金

当該試験の実施に伴う事務、試験進行等の管理・試験物質管理等のために看護師、薬剤師、臨床検査技師等（非常勤職員）として雇用する者に支払う経費

算出基準：（ポイント数 × 5,000 円 × 80%）+ 消費税

③管理費

当該製造販売後臨床試験に必要な光熱水料、消耗品費、印刷費、通信費等（治験審査委員会事務処理に必要な経費、製造販売後臨床試験の進行等の管理、試験物質の管理、記録等の保存、モニタリングに必要な経費を含む）

算出基準：（臨床試験研究経費 + 賃金）× 20%

間接経費算定の基準となる直接経費とは上記①～③の合計額とする

(2) 間接経費

建物・機械損料、その他

算出基準：前記直接経費合計 × 30%

2. 請求方法

四半期（6, 9, 12, 3月末）ごとに進捗状況を確認し、1症例分ごと、原則、下記の信大マイルストーン方式に従い、各期の期初の請求とする。なお、請求の基準となる『症例毎試験期間』は、対象被験者の初回適用からプロトコールに定める試験終了（必要に応じて協議）まで、とする。

信大マイルストーン方式

(1)臨床試験研究経費、賃金（管理費・間接経費含む）

- ・短期試験（症例毎試験期間が半年未満）：第Ⅰ期（初回適用-1/2 経過）70%、第Ⅱ期（1/2 経過-症例毎試験終了）30%の2回分割請求
- ・長期試験：第Ⅰ期（初回適用-1/4 経過）60%、第Ⅱ期（1/4 経過-1/2 経過）20%、第Ⅲ期（1/2 経過-3/4 経過）10%、第Ⅳ期（3/4 経過-症例毎試験終了）10%の4回の分割請求

なお、各マイルストーン期間期初に発生した請求額は、対象症例がその期間内に中止・脱落しても変更、または返却しない。

(2)製造販売後臨床試験実施期間延長に伴う臨床試験研究経費、賃金（管理費・間接経費含む）

- ・症例毎の試験実施期間が延長した場合（適用期間延長・検査回数等追加あり）、算定書の「症例分」で算出した管理費、間接経費を除く1症例分費用（消費税込）の総額をマイルストーン請求期間の総visit回数（プロトコールに規定）で除した値を、延長後のvisit1回あたりの請求額とする。この追加の請求分に関しては、症例毎の試験期間終了時に精算し、請求する。

(3)治験から製造販売後臨床試験へ移行後の臨床試験研究経費、賃金（管理費・間接経費含む）

- ・症例ごとの当該マイルストーン期までを治験費用として請求、その後の実施期間を製造販売後臨床試験費用として請求する。ただし、試験費用の請求に関しては、治験開始時に規定した治験

のマイルストーン期が終了するまでは、その際に算定した額、マイルストーン期に従い請求する。

(例：マイルストーン第Ⅲ期実施中に治験から製造販売後臨床試験へ移行した場合、第Ⅲ期分までを治験の費用として請求、移行後は製造販売後臨床試験の費用とするが、請求額・当初のマイルストーン請求時期共に変更しない)

請求書は四半期毎にまとめ、4、7、10、1月以降に依頼者へ送付する。

【症例単位で算定する経費（負担軽減費を除く）/ CRC 業務を SMO に委託した場合】

1. 算定方法

(1) 直接経費

①臨床試験研究経費

当該製造販売後臨床試験に関連して必要となる研究経費（類似物質・製品の研究、対象疾患の研究、多施設間の研究協議、補充的な非臨床的研究、講演や文書等作成）

算出基準：（ポイント数 × 6,000 円 × 80%）+ 消費税

※ポイント数の算出方法はポイント算出表参照

②管理費

当該製造販売後臨床試験に必要な光熱水料、消耗品費、印刷費、通信費等（治験審査委員会事務処理に必要な経費、製造販売後臨床試験の進行等の管理、試験物質の管理、記録等の保存、モニタリングに必要な経費を含む）

算出基準：臨床試験研究経費 × 20%

間接経費算定の基準となる直接経費とは上記①～②の合計額とする

(2) 間接経費

建物・機械損料、その他

算出基準：前記直接経費合計 × 30%

2. 請求方法

四半期（6, 9, 12, 3月末）ごとに進捗状況を確認し、1症例分ごと、原則、下記の信大マイルストーン方式に従い、各期の期初の請求とする。なお、請求の基準となる『症例毎試験期間』は、対象被験者の初回適用からプロトコールに定める試験終了（必要に応じて協議）まで、とする。

信大マイルストーン方式

(1)臨床試験研究経費、賃金（管理費・間接経費含む）

- ・短期試験（症例毎試験期間が半年未満）：第Ⅰ期（初回適用-1/2 経過）70%、第Ⅱ期（1/2 経過-症例毎試験終了）30%の2回分割請求
- ・長期試験：第Ⅰ期（初回適用-1/4 経過）60%、第Ⅱ期（1/4 経過-1/2 経過）20%、第Ⅲ期（1/2 経過-3/4 経過）10%、第Ⅳ期（3/4 経過-症例毎試験終了）10%の4回の分割請求

なお、各マイルストーン期間期初に発生した請求額は、対象症例がその期間内に中止・脱落しても変更、または返却しない。

(2)製造販売後臨床試験実施期間延長に伴う臨床試験研究経費、賃金（管理費・間接経費含む）

- ・症例毎の試験実施期間が延長した場合（適用期間延長・検査回数等追加あり）、算定書の「症例分」で算出した管理費、間接経費を除く1症例分費用（消費税込）の総額をマイルストーン請求期間の総visit回数（プロトコールに規定）で除した値を、延長後のvisit1回あたりの請求額とする。この追加の請求分に関しては、症例毎の試験期間終了時に精算し、請求する。

(3)治験から製造販売後臨床試験へ移行後の臨床試験研究経費、賃金（管理費・間接経費含む）

- ・症例ごとの当該マイルストーン期までを治験費用として請求、その後の実施期間を製造販売後臨床試験費用として請求する。ただし、試験費用の請求に関しては、治験開始時に規定した治験

のマイルストーン期が終了するまでは、その際に算定した額、マイルストーン期に従い請求す

る。

(例：マイルストーン第Ⅲ期実施中に治験から製造販売後臨床試験へ移行した場合、第Ⅲ期分までを治験の費用として請求、移行後は製造販売後臨床試験の費用とするが、請求額・当初のマイルストーン請求時期共に変更しない)

請求書は四半期毎にまとめ、4、7、10、1月以降に依頼者へ送付する。

【症例単位で算定する経費（負担軽減費のみ）】

治験依頼者と協議の上、当該試験に関して負担軽減費を支払うこととした場合のみに生じる。その場合の支払い対象は原則「治験」の場合に準じるが、詳細は契約書に明記する。なお、支払い不要の場合は、当該書式（算定書）の作成は不要とする。

1. 算定方法

(1) 直接経費

①被験者負担の軽減

被験者の試験参加に伴う交通費等の負担増を軽減するための経費

算出基準：（7,000 円 × 1 症例の来院回数(実績)） + 消費税

②管理費

当該試験に必要な光熱水料、消耗品費、印刷費、通信費等（治験審査委員会事務処理に必要な経費、試験の進行等の管理、試験物質の管理、記録等の保存、モニタリングに必要な経費を含む）

算出基準：被験者負担の軽減 × 20%

間接経費算定の基準となる直接経費とは上記①～②の合計額とする

(2) 間接経費

建物・機械損料、その他

算定基準：前記直接経費合計 × 30%

2. 請求方法

当該年の 4 月から 3 月までの実績来院回数を集計、算定し、翌年 4 月に請求する。ただし、対象症例の最終来院日が経過した場合は、その時点までの当該年の実績来院回数を集計、算定する。

【観察期脱落症例に係る経費/CRC 業務を院内 CRC が実施の場合】

同意したが、試験に至らなかつた症例に対しては、次のように定める。ただし、試験に至らなくても1例とカウントする場合などはこの限りではない。

1. 算定方法

(1) 直接経費

①臨床試験研究経費

当該試験に関連して必要となる研究経費（類似物質・製品の研究、対象疾病の研究、多施設間の研究協議、補充的な非臨床的研究、講演や文書等作成）

算出基準：（ポイント数 × 6,000 円 × 40%）+ 消費税

※ポイント数の算出方法はポイント算出表参照

②賃金

当該試験の実施に伴う事務、試験進行等の管理・試験物質管理等のために看護師、薬剤師、臨床検査技師等（非常勤職員）として雇用する者に支払う経費

算出基準：（ポイント数 × 5,000 円 × 10%）+ 消費税

③被験者負担の軽減

被験者の試験参加に伴う交通費等の負担増を軽減するための経費（支払いが発生する場合のみ）

算出基準：（7,000 円 × 1 症例の来院回数(実績)）+ 消費税

④管理費

当該試験に必要な光熱水料、消耗品費、印刷費、通信費等

算出基準：（臨床試験研究経費 + 賃金 + 被験者負担の軽減）× 20%

間接経費算定の基準となる直接経費とは上記①～④の合計額とする。

(2) 間接経費

建物・機械損料、その他

算出基準：前記直接経費合計 × 30%

2. 請求方法

対象症例が脱落した時点で算定する。

請求書は四半期毎にまとめ、4、7、10、1月以降に依頼者へ送付する。

【観察期脱落症例に係る経費/ CRC 業務を SMO に委託した場合】

同意したが、試験物質適用に至らなかつた症例に対しては、次のように定める。ただし、試験物質適用に至らなくても1例とカウントする場合などはこの限りではない。

1. 算定方法

(1) 直接経費

①臨床試験研究経費

当該試験に関連して必要となる研究経費（類似物質・製品の研究、対象疾病の研究、多施設間の研究協議、補充的な非臨床的研究、講演や文書等作成）

算出基準：（ポイント数 × 6,000 円 × 40%）+ 消費税

※ポイント数の算出方法はポイント算出表参照

②被験者負担の軽減

被験者の試験参加に伴う交通費等の負担増を軽減するための経費（支払いが発生する場合のみ）

算出基準：（7,000 円 × 1 症例の来院回数(実績)）+ 消費税

③管理費

当該試験に必要な光熱水料、消耗品費、印刷費、通信費等

算出基準：（臨床試験研究経費 + 被験者負担の軽減）× 20%

間接経費算定の基準となる直接経費とは上記①～③の合計額とする

(2) 間接経費

建物・機械損料、その他

算出基準：前記直接経費合計 × 30%

2. 請求方法

対象症例が脱落した時点で算定する。

請求書は四半期毎にまとめ、4、7、10、1月以降に依頼者へ送付する。

【症例毎試験終了時に精算する経費】

1. 算定方法

(1) 直接経費

①被験者負担の軽減

被験者の試験参加に伴う交通費等の負担増を軽減するための経費

算出基準：7,000円 × 当該年の4月から最終来院日までの実績来院回数 + 消費税

②追加の臨床試験研究経費（症例毎試験期間の延長が生じた症例のみ）

症例毎試験期間の延長（投与期間の延長等）に関連して必要となる研究経費（類似物質・製品の研究、対象疾病の研究、多施設間の研究協議、補充的な非臨床的研究、講演や文書等作成）

算出基準：症例毎期間の延長に伴い追加されたvisit回数 × (ポイント数 × 6,000円 × 0.8) ÷ プロトコール記載の総visit回数 + 消費税 ※ポイント数の算出方法はポイント算出表参照

③追加の賃金（症例毎試験期間の延長が生じた症例のみ）

症例毎試験期間の延長（投与期間の延長等）に伴う事務、試験進行等の管理・試験物質管理等のために看護師、薬剤師、臨床検査技師等（非常勤職員）として雇用する者に支払う経費

算出基準：症例毎期間の延長に伴い追加されたvisit回数 × (ポイント数 × 5,000円 × 0.8) ÷ プロトコール記載の総visit回数 + 消費税 ※ポイント数の算出方法はポイント算出表参照

ただし、CRC業務をSMOに委託した場合は請求しない

④管理費

当該試験に必要な光熱水料、消耗品費、印刷費、通信費等（治験審査委員会事務処理に必要な経費、試験の進行等の管理、試験物質の管理、記録等の保存、モニタリングに必要な経費を含む）

算出基準：（被験者負担の軽減+追加の臨床試験研究経費+追加の賃金）×20%

間接経費算定の基準となる直接経費とは上記①～④の合計額とする

(2) 間接経費

建物・機械損料、その他

算出基準：前記直接経費合計 × 30%

2. 請求方法

対象症例が終了した時点で算定する。

請求書は四半期毎にまとめ、4、7、10、1月以降に依頼者へ送付する。

【試験終了時に精算する経費/ CRC 業務を院内 CRC が実施の場合】

1. 算定方法

(1) 直接経費

①試験ごとにかかる経費

症例単位ではなく、臨床試験ごとにかかる費用（症例発表、承認申請に使用される文書作成など）。

算出基準：（ポイント数 × 6,000 円 × 80%）+ 消費税

②賃金

当該試験の実施に伴う事務、試験進行等の管理・試験物質管理等のために看護師、薬剤師、臨床検査技師等（非常勤職員）として雇用する者に支払う経費

算出基準：（ポイント数 × 5,000 円 × 80%）+ 消費税

③管理費

当該試験に必要な光熱水料、消耗品費、印刷費、通信費等（治験審査委員会事務処理に必要な経費、試験の進行等の管理、試験物質の管理、記録等の保存、モニタリングに必要な経費を含む）

算出基準：（試験ごとにかかる経費 + 賃金）× 20%

間接経費算定の基準となる直接経費とは上記①～③の合計額とする。

(2) 間接経費

建物・機械損料、その他

算出基準：前記直接経費合計 × 30%

2. 請求方法

当該試験の終了報告書が提出された時点で算定する。

請求書は四半期毎にまとめ、4、7、10、1月以降に依頼者へ送付する。

【試験終了時に精算する経費/CRC 業務を SMO に委託した場合のみ】

1. 算定方法

(1) 直接経費

①試験ごとにかかる経費

症例単位ではなく、臨床試験ごとにかかる費用（症例発表、承認申請に使用される文書作成など）。

算出基準：（ポイント数 × 6,000 円 × 80%）+ 消費税

②SMO 指導管理費

CRC 業務を SMO に外部委託した場合の関連経費

算出基準：（20,000 円 × 当該年の 4 月から試験終了時までの月数）+ 消費税

③管理費

当該試験に必要な光熱水料、消耗品費、印刷費、通信費等（治験審査委員会事務処理に必要な経費、試験の進行等の管理、試験物質の管理、記録等の保存、モニタリングに必要な経費を含む）

算出基準：（試験ごとにかかる経費 + SMO 指導管理費）× 20%

間接経費算定の基準となる直接経費とは上記①～②の合計額とする。

(2) 間接経費

建物・機械損料、その他

算出基準：前記直接経費合計 × 30%

2. 請求方法

当該試験の終了報告書が提出された時点で算定する。

請求書は四半期毎にまとめ、4、7、10、1 月以降に依頼者へ送付する。

体外診断用医薬品に係る経費算出

1. 体外診断用医薬品について

体外診断用医薬品とは、医薬品のうち、人に由来する試料（血液、尿便、唾液等）を検体とし、(1)に示す検体中の物質等を検出又は測定することにより、(2)に示す疾病的診断に使用されることが目的とされているものであって、人の身体に直接使用されることのないものをいう。ただし、病原性の菌を特定する培地、抗菌性物質を含有する細菌感受性試験培地及びディスクは、これに含まれる。

(1) 対象（検体中の次の物質又は項目を検出又は測定するもの）

- ①アミノ酸、ペプチド、蛋白質、糖、脂質、核酸、電解質、無機質、水分等
- ②ホルモン、酵素、ビタミン、補酵素等
- ③薬物又はその代謝物等
- ④抗原、抗体等
- ⑤ウイルス、微生物、原虫又はその卵等
- ⑥pH、酸度等
- ⑦細胞、組織又はそれらの成分等

(2) 目的（次のいずれかを目的とするもの）

- ①各種生体機能（各種器官の機能、免疫能、血液凝固能等）の程度の診断
- ②罹患の有無、疾患の部位又は疾患の進行の程度の診断
- ③治療の方法又は治療の効果の程度の診断
- ④妊娠の有無の診断
- ⑤血液型又は細胞型の診断

2. 算定方法

(1) 直接経費

①審査費

国立大学法人信州大学医学部附属病院治験審査委員会の審査に要する経費

算出基準：1契約につき 100,000円 + 消費税

②謝金

当該臨床性能試験に必要な協力者等（専門的・技術的知識の提供者）に対して支払う経費。

算出基準：国立大学法人信州大学謝金支出事務取扱要項による（消費税を含む）

③旅費

当該臨床性能試験及び臨床性能試験に関連する研究に要する旅費。

算出基準：国立大学法人信州大学旅費規程及び国立大学法人信州大学旅費細則による（消費税を含む）

④臨床性能試験研究経費

当該臨床性能試験に関連して必要となる経費

算出基準：(ポイント数 × 6,000円) + 消費税

※ポイント数の算出方法はポイント算出表参照

⑤賃金

当該治験の実施に伴う事務、治験進行等の管理・治験薬管理等のために看護師、薬剤師、臨床検査技師等（非常勤職員）として雇用する者に支払う経費

算出基準：(ポイント数 × 5,000円 × 50%) + 消費税

⑥備品費

当該製造販売後臨床試験において求められる結果を導くために必要不可欠であり、かつ、施設で保有していない機械器具（保有していても当該治験に用いることのできない場合を含む）の購入に要する経費。

算出基準：当該機械器具の購入金額（消費税を含む）

⑦臨床研究支援センター経費

当該臨床性能試験を実施するために臨床研究支援センターに付加する業務に伴う経費

算出基準：1 契約につき 70,000 円 + 消費税

⑧管理費

当該臨床性能試験に必要な光熱水料、消耗品費、印刷費、通信費等（治験審査委員会事務処理に必要な経費、臨床性能試験の進行等の管理、試験薬の管理、記録等の保存に必要な経費を含む。）

算出基準：（審査費 + 謝金 + 旅費 + 臨床性能試験研究経費 + 賃金 + 備品費 + 臨床研究支援センター経費） × 10%

(2) 間接経費

建物・機械損料、その他

算出基準：前記直接経費合計 × 30%

3. 請求方法

初回契約時に請求する。

重篤有害事象（SAE）発生時対応に係る経費算出

重篤有害事象（SAE）発生時対応については、IRBに報告される SAE の 1 事象（追加報告も含む）ごとに請求する。

【SAE 発生時対応時に算定する経費/ CRC 業務を院内 CRC が実施の場合】

1. 算定方法

(1) 直接経費

①臨床試験研究経費

当該 SAE 発生時対応に関連して必要となる研究経費（類似薬品の研究、対象疾病の研究、多施設間の研究協議、補充的な非臨床的研究、報告書等作成）

算出基準：1 事象につき、20,000 円 + 消費税

②賃金

当該 SAE 発生に伴う事務、対応・管理等のために看護師、薬剤師、臨床検査技師等（非常勤職員）として雇用する者に支払う経費

算出基準：1 事象につき、12,000 円 + 消費税

③臨床研究支援センター経費

当該 SAE 発生時、臨床研究支援センターに付加する業務に伴う経費

算出基準：1 事象につき、10,000 円 + 消費税

④管理費

当該 SAE 発生時対応に必要な光熱水料、消耗品費、印刷費、通信費等（治験審査委員会事務処理に必要な経費、対応の管理、記録等の保存等、必要な経費を含む）

算出基準：（臨床試験研究経費 + 賃金 + 臨床研究支援センター経費）× 20%（ただし、医療機器の場合は 10%）

間接経費算定の基準となる直接経費とは上記①～③の合計額とする

(2) 間接経費

建物・機械損料、その他

算出基準：前記直接経費合計 × 30%

2. 請求方法

請求書は四半期毎にまとめ、4、7、10、1 月以降に依頼者へ送付する。

【SAE 発生時対応時に算定する経費/ CRC 業務を SMO に委託した場合】

1. 算定方法

(1) 直接経費

①臨床試験研究経費

当該 SAE 発生時対応に関連して必要となる研究経費（類似薬品の研究、対象疾病の研究、多施設間の研究協議、補充的な非臨床的研究、報告書等作成）

算出基準：1 事象につき、20,000 円 + 消費税

②臨床研究支援センター経費

当該 SAE 発生時、臨床研究支援センターに付加する業務に伴う経費

算出基準：1 事象につき、10,000 円 + 消費税

③管理費

当該 SAE 発生時対応に必要な光熱水料、消耗品費、印刷費、通信費等（治験審査委員会事務処理に必要な経費、対応の管理、記録等の保存等、必要な経費を含む）

算出基準：（臨床試験研究経費 + 臨床研究支援センター経費）× 20%（ただし、医療機器の場合は 10%）

間接経費算定の基準となる直接経費とは上記①～②の合計額とする

(2) 間接経費

建物・機械損料、その他

算出基準：前記直接経費合計 × 30%

2. 請求方法

請求書は四半期毎にまとめ、4、7、10、1 月以降に依頼者へ送付する。

企業監査対応に係る経費算出

治験依頼者による監査対応（企業監査）1回ごとに請求する。

【企業監査対応時に算定する経費/ CRC 業務を院内 CRC が実施の場合】

1. 算定方法

(1) 直接経費

① 賃金

当該企業監査に伴う事務、対応・管理等のために看護師、薬剤師、臨床検査技師等（非常勤職員）として雇用する者に支払う経費

算出基準：1回につき、20,000円 + 消費税

ただし、2日間以上にわたって実施される場合は、2日目以降は8,000円（初日の40%）+消費税

② 臨床研究支援センター経費

当該企業監査時、臨床研究支援センターに付加する業務に伴う経費

算出基準：1回につき、25,000円 + 消費税

ただし、2日間以上にわたって実施される場合は、2日目以降は10,000円（初日の40%）+消費税

③ 管理費

当該企業監査対応に必要な光熱水料、消耗品費、印刷費、通信費等（対応の管理、記録等の保存等、必要な経費を含む）

算出基準：（賃金 + 臨床研究支援センター経費）×20%（ただし、医療機器の場合は10%）

間接経費算定の基準となる直接経費とは上記①～③の合計額とする

(2) 間接経費

建物・機械損料、その他

算出基準：前記直接経費合計 × 30%

2. 請求方法

請求書は四半期毎にまとめ、4、7、10、1月以降に依頼者へ送付する。

【企業監査対応時に算定する経費/ CRC 業務を SMO に委託した場合】

1. 算定方法

(1) 直接経費

①臨床研究支援センター経費

当該企業監査時、臨床研究支援センターに付加する業務に伴う経費

算出基準：1回につき、25,000 円 + 消費税

ただし、2日間以上にわたって実施される場合は、2日目以降は 10,000 円（初日の 40%）+ 消費税

②管理費

当該企業監査対応に必要な光熱水料、消耗品費、印刷費、通信費等（対応の管理、記録等の保存等、必要な経費を含む）

算出基準 臨床研究支援センター経費×20%（ただし、医療機器の場合は 10%）

間接経費算定の基準となる直接経費とは上記①～②の合計額とする

(2) 間接経費

建物・機械損料、その他

算出基準：前記直接経費合計 × 30%

2. 請求方法

請求書は四半期毎にまとめ、4、7、10、1月以降に依頼者へ送付する。

医師主導治験（医薬品、医療機器、再生医療等製品）に係る経費算出

【委受託確認書取り交わし時に算定する経費】

1. 算定方法（直接経費）

①審査費

国立大学法人信州大学医学部附属病院治験審査委員会の審査に要する経費

算出基準：1 委受託につき 100,000 円 + 消費税

②治験開始準備費

当該治験を開始するための基本的準備に要する経費

算出基準：1 委受託につき 150,000 円 + 消費税

③臨床研究支援センター経費

当該治験を実施するために臨床研究支援センターに付加する業務に伴う経費

算出基準：1 委受託につき 70,000 円 + 消費税

④謝金

当該治験に必要な協力者等（専門的・技術的知識の提供者）に対して支払う経費

算出基準：国立大学法人信州大学謝金支出事務取扱要項による（消費税を含む）

⑤旅費

当該治験及び治験に関連する研究に要する旅費

算出基準：国立大学法人信州大学旅費規程及び国立大学法人信州大学旅費細則による（消費税を含む）

⑥備品費

当該治験において求められる結果を導くために必要不可欠であり、かつ、施設で保有していない機械器具（保有していても当該治験に用いることのできない場合を含む）の購入に要する経費

算出基準：当該機械器具の購入金額（消費税を含む）

⑦管理費

当該治験に必要な光熱水料、消耗品費、印刷費、通信費等（治験審査委員会事務処理に必要な経費、治験の進行等の管理、治験薬の管理、記録等の保存、モニタリングに必要な経費を含む）

算出基準：（審査費 + 治験開始準備費 + 臨床研究支援センター経費 + 謝金 + 旅費 + 備品費）

× 20%（ただし、医療機器の場合は 10%）

2. 請求方法

委受託確認書取り交わし時に算定する。

請求書は、委受託確認書取り交わし後、速やかに依頼者に送付する。

【年度更新時に算定する経費/CRC 業務を院内 CRC が実施の場合】

1. 算定方法（直接経費）

①審査費

国立大学法人信州大学医学部附属病院治験審査委員会の審査に要する経費

算出基準：年度更新につき 50,000 円 + 消費税

②臨床研究支援センター経費

当該治験を実施するために臨床研究支援センターに付加する業務に伴う経費

算出基準：年度更新につき 70,000 円 + 消費税

③管理費

当該治験に必要な光熱水料、消耗品費、印刷費、通信費等（治験審査委員会事務処理に必要な経費、治験の進行等の管理、治験薬の管理、記録等の保存、モニタリングに必要な経費を含む）

算出基準：（審査費 + 臨床研究支援センター経費）× 20%（ただし、医療機器の場合は 10%）

2. 請求方法

年度更新ごとに年度当初、当該年度分を算定する。ただし、委受託確認書取り交わしが前年度の 1 月以降（治験期間 3 カ月以下）の場合、年度更新請求はしない。

請求書は、年度初めに速やかに依頼者に送付する。

【年度更新時に算定する経費/CRC 業務を SMO に委託した場合】

1. 算定方法（直接経費）

①審査費

国立大学法人信州大学医学部附属病院治験審査委員会の審査に要する経費

算出基準：年度更新につき 50,000 円 + 消費税

②臨床研究支援センター経費

当該治験を実施するために臨床研究支援センターに付加する業務に伴う経費

算出基準：年度更新につき 70,000 円 + 消費税

③SMO 指導管理費

CRC 業務を SMO に外部委託した場合の関連経費

算出基準：(20,000 円 × IRB の承認から治験終了までの前年度の月数) + 消費税

④管理費

当該治験に必要な光熱水料、消耗品費、印刷費、通信費等（治験審査委員会事務処理に必要な経費、治験の進行等の管理、治験薬の管理、記録等の保存、モニタリングに必要な経費を含む）

算出基準：(審査費 + 臨床研究支援センター経費 + SMO 指導管理費) × 20%（ただし、医療機器の場合は 10%）

2. 請求方法

年度更新ごとに年度当初、当該年度分を算定する。ただし、前年度の委受託確認書取り交わしが 1 月以後（治験期間 3 カ月以下）の場合、年度更新時の審査費、臨床研究支援センター経費については請求しない。

請求書は、年度初めに速やかに依頼者に送付する。

【症例単位で算定する経費/ CRC 業務を院内 CRC が実施の場合】

1. 算定方法（直接経費）

①賃金

当該治験の実施に伴う事務、治験進行等の管理・治験薬管理等のために看護師、薬剤師、臨床検査技師等（非常勤職員）として雇用する者に支払う経費

算出基準：（ポイント数 × 5,000 円）+ 消費税

②管理費

当該治験に必要な光熱水料、消耗品費、印刷費、通信費等（治験審査委員会事務処理に必要な経費、治験の進行等の管理、治験薬の管理、記録等の保存、モニタリングに必要な経費を含む）

算出基準：賃金 × 20%（ただし、医療機器の場合は 10%）

2. 請求方法

年 1 回、依頼者指定の支払日の 2 カ月前（例：3月末が支払月であれば 1月末）に進捗状況を確認し、1 症例分ごと、症例毎試験期間に入っている症例分の全額を算定する。なお、請求の基準となる『症例毎試験期間』は、対象被験者の初回投与からプロトコールに定める試験終了（必要に応じて協議）まで、とするただし、仮に、治験実施期間延長になった場合もそれに伴う賃金（管理費を含む）は原則請求しない。

請求書は、年 1 回にまとめ、依頼者指定の支払日の 1 カ月前までに依頼者へ送付する。

【観察期脱落症例に係る経費/CRC 業務を院内 CRC が実施の場合】

同意したが、治験薬投与に至らなかった症例に対しては、次のように定める。ただし、治験薬投与に至らなくても1例とカウントする場合などはこの限りではない。

1. 算定方法（直接経費）

① 賃金

当該治験の実施に伴う事務、治験進行等の管理・治験薬管理等のために看護師、薬剤師、臨床検査技師等（非常勤職員）として雇用する者に支払う経費

算出基準：（ポイント数 × 5,000 円 × 10%）+ 消費税

② 管理費

当該治験に必要な光熱水料、消耗品費、印刷費、通信費等

算出基準：賃金 × 20%（ただし、医療機器の場合は 10%）

2. 請求方法

対象症例が脱落した時点で算定する。

請求書は、年1回にまとめ、依頼者指定の支払日の1カ月前までに依頼者へ送付する。

【治験終了時に精算する経費】（CRC 業務を SMO に委託した場合のみ）

1. 算定方法（直接経費）

①SMO 指導管理費

CRC 業務を SMO に外部委託した場合の関連経費。

算出基準：（20,000 円 × 当該年の 4 月から治験終了時までの月数）+ 消費税

②管理費

当該治験に必要な光熱水料、消耗品費、印刷費、通信費等（治験審査委員会事務処理に必要な経費、治験の進行等の管理、治験薬の管理、記録等の保存、モニタリングに必要な経費を含む）

算出基準：SMO 指導管理費 × 20%（ただし、医療機器の場合は 10%）

2. 請求方法

当該治験の最終登録被験者の最終来院日が経過した時点で算定する。ただし、算定書は委受託期間内に作成する。

請求書は、年 1 回にまとめ、依頼者指定の支払日の 1 カ月前までに依頼者へ送付する。

【重篤有害事象（SAE）発生時対応時に算定する経費/ CRC 業務を院内 CRC が実施の場合】

1. 算定方法（直接経費）

①賃金

当該 SAE 発生に伴う事務、対応・管理等のために看護師、薬剤師、臨床検査技師等（非常勤職員）として雇用する者に支払う経費

算出基準：1 事象につき、12,000 円 + 消費税

②臨床研究支援センター経費

当該 SAE 発生時、臨床研究支援センターに付加する業務に伴う経費

算出基準：1 事象につき、10,000 円 + 消費税

③管理費

当該 SAE 発生時対応に必要な光熱水料、消耗品費、印刷費、通信費等（治験審査委員会事務処理に必要な経費、対応の管理、記録等の保存等、必要な経費を含む）

算出基準：（賃金 + 臨床研究支援センター経費）× 20%（ただし、医療機器の場合は 10%）

2. 請求方法

IRB に報告される SAE の 1 事象（追加報告も含む）ごとに算定する。

請求書は、年 1 回にまとめ、依頼者指定の支払日の 1 カ月前までに依頼者へ送付する。

【重篤有害事象（SAE）発生時対応時に算定する経費/ CRC 業務を SMO に委託した場合】

1. 算定方法（直接経費）

①臨床研究支援センター経費

当該 SAE 発生時、臨床研究支援センターに付加する業務に伴う経費

算出基準：1 事象につき、10,000 円 + 消費税

②管理費

当該 SAE 発生時対応に必要な光熱水料、消耗品費、印刷費、通信費等（治験審査委員会事務処理に必要な経費、対応の管理、記録等の保存等、必要な経費を含む）

算出基準：臨床研究支援センター経費 × 20%（ただし、医療機器の場合は 10%）

2. 請求方法

IRB に報告される SAE の 1 事象（追加報告も含む）ごとに算定する。

請求書は、年 1 回にまとめ、依頼者指定の支払日の 1 カ月前までに依頼者へ送付する。

【監査対応時に算定する経費/ CRC 業務を院内 CRC が実施の場合】

1. 算定方法（直接経費）

①賃金

当該企業監査に伴う事務、対応・管理等のために看護師、薬剤師、臨床検査技師等（非常勤職員）として雇用する者に支払う経費

算出基準：1回につき、20,000円 + 消費税

ただし、2日間以上にわたって実施される場合は、2日目以降は8,000円（初日の40%）+消費税

②臨床研究支援センター経費

当該企業監査時、臨床研究支援センターに付加する業務に伴う経費

算出基準：1回につき、25,000円 + 消費税

ただし、2日間以上にわたって実施される場合は、2日目以降は10,000円（初日の40%）+消費税

③管理費

当該企業監査対応に必要な光熱水料、消耗品費、印刷費、通信費等（対応の管理、記録等の保存等、必要な経費を含む）

算出基準：（賃金 + 臨床研究支援センター経費）×20%（ただし、医療機器の場合は10%）

2. 請求方法

CRO/ARO等による監査対応1回ごとに算定する。

請求書は、年1回にまとめ、依頼者指定の支払日の1カ月前までに依頼者へ送付する。

【監査対応時に算定する経費/ CRC 業務を SMO に委託した場合】

1. 算定方法（直接経費）

①臨床研究支援センター経費

当該企業監査時、臨床研究支援センターに付加する業務に伴う経費

算出基準：1回につき、25,000 円 + 消費税

ただし、2日間以上にわたって実施される場合は、2日目以降は 10,000 円（初日の 40%）+ 消費税

②管理費

当該企業監査対応に必要な光熱水料、消耗品費、印刷費、通信費等（対応の管理、記録等の保存等、必要な経費を含む）

算出基準：臨床研究支援センター経費×20%（ただし、医療機器の場合は 10%）

2. 請求方法

IRB に報告される SAE の 1 事象（追加報告も含む）ごとに算定する。

請求書は、年 1 回にまとめ、依頼者指定の支払日の 1 カ月前までに依頼者へ送付する。